

---

## 高木八尺の戦前と戦後

### —アメリカを通してデモクラシーを見る—<sup>1</sup>

竹 林 克 将\*

This paper focuses on the political thoughts and ideas of Yasaka Takagi, a pioneer in American studies in Japan and an active member of the Institute of Pacific Relations (IPR) before World War II. The purpose of this paper is to reconcile the seemingly different images of Takagi as an American scholar in Japan, as a liberal intellectual who is also a member of the national elite, and his opinions in the postwar period by demonstrating how they relate to each other. I will start with his ideas about democracy, which had interested him throughout his life. Furthermore, I will clarify his views on democracy by examining his perspectives on the United States, the mass individuals, and the community. By considering American democracy, he was pursuing democracy in Japan.

Chapter 1 demonstrates that Takagi's primary focus in his American studies was democracy. In this chapter, I analyze his views on American progressivism and the New Deal policies, and elucidate his ideal form of democracy which emphasizes the common good of the community, in contrast to laissez-faire individualism. However, he did not believe that such a democracy would ever undermine individual freedom. As a voracious reader of papers about progressivism and the New Deal policies by Beard, Lippmann, and other contemporaries, Takagi further discussed FDR's expansion of executive power. His reflections were in response to the reformist political situation in Japan at the time. Furthermore, he expanded on his argument about eliminating economic inequality by prioritizing the public interest, which was the logic that positively evaluated progressivism and the New Deal policies, and brought it into the area of international relations as well.

Chapter 2 discusses Takagi's activities in IPR and his travels in the United States to analyze his views on the masses, the theme that always had run through his studies of democracy. He regarded the masses as being easily influenced by emotions and believed that they needed to be "enlightened" by providing them with "accurate knowledge" that was especially "accurate" from the standpoint of the Japanese government itself. Also, education was, in this regard, crucial. Education was important in justifying Japan's political position as well as in achieving politics focusing on the public interest. Similarly, American progressives and European social democrats advocated promoting the common good by making people aware of their social responsibility through education to achieve political ends that served the public interest.

Chapter 3 examines Takagi's theory of democracy and his ideas about the individual position in democracy after Japan's defeat in the war. Compared to the prewar period, he was more inclined towards individual personality and freedom of speech. However, his negative attitude toward unrestricted individualism remained steadfast, and his emphasis on the public interest and community

---

\* 国際社会科学専攻修士課程修了

was consistent both in the prewar and the postwar periods. He was particularly concerned about the possibility that democracy would polarize public opinion and give rise to radical views, citing Tocqueville, Mill, and Lippmann. His response to these concerns remained in public spirit and education.

Chapter 4 reviews Takagi's conception of community in the postwar period. In postwar Japan, he believed that the ideal national community should include the emperor. As a member of the House of Peers at the time of the enactment of the Constitution of Japan, he argued that according to the Japanese tradition, sovereignty should reside with the community of the people, including the emperor. In this regard, he was a monarchist and a nationalist as well as a democrat.

In short, Takagi's interest in democracy was central to his American studies. He believed that progressivism and the New Deal policies did not undermine democracy, but rather were the way democracy should be. Moreover, he observed that progressivism and the New Deal policies prioritized the public interest of the community and downplayed unrestricted individualism. According to him, emotional rhetoric could easily sway the masses. As a result, he emphasized the importance of education, the logic that he had always espoused both before and after the war. From these perspectives, the moment of resistance was often overlooked, and he was not far distant from Japanese reformist politics, particularly before and during the war.

---

<sup>1</sup> 本稿は竹林克将「高木八尺と戦後日本——アメリカ観との関連を中心に——」（東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻国際関係論コース 2016 年度修士論文）を元に大幅に改稿したものである。

## はじめに

1933年、ニューディール政策真っ只中のアメリカを訪問した高木八尺は、青鷲のシンボルを実際に目のあたりにし、現地のニューディーラーたちと交流した。後年のインタビューでは、その時のことを「これがアメリカ流のレポリューションじゃないかという感じ。そして、そういう心もちが私のプログレッシヴィズムの解釈なんかにつながってくるわけです」と振り返っている<sup>1</sup>。こういったニューディール政策への共感や興奮に見られるような高木のアメリカ観は、形を変えながらも外交観や日本を見る目にも密接に関連していた。しかし、高木に関する研究においてそのアメリカ観及びそれに由来する思想は意外なまでに見過ごされている。

このことを考える上で、まずは本稿で取り上げる高木八尺の経歴を簡単に紹介する。高木は英語教育で著名な神田乃武の次男として1889年に誕生する。そして旧制第一高等学校時代に新渡戸稲造と内村鑑三の薫陶を受け、1911年東京帝国大学法科大学政治学科に入学する。その後大蔵省を経て、1923年には法学部の米国憲法・歴史及外交講座、通称ヘボン講座の担当となった。1925年には、太平洋問題調査会日本カウンスルの常任理事となっている。1945年には南原繁ら同僚と共に終戦工作に奔走する。戦後はアメリカ研究の草分けとして1947年9月のアメリカ学会設立に際して会長となり、1952年には国際文化会館の設立に参加し理事となるなど、主に日米の知的交流の分野で様々な役職につき、国際的な相互理解の促進に努めた。

この経歴を見てある程度予想ができる通り、高木については戦前の言動を中心として日米関係史や日本外交史研究で取り上げられることが多い。その中でも特に太平洋問題調査会（以下、IPRと表記）研究で比較的多く言及がなされる。IPR研究ではその組織としての歴史に着目した研究がある一方で<sup>2</sup>、日米関係史の視点から高木らIPRに集った知識人の思想を分析した研究も存在する。そこで、緒方貞子や中見眞理はIPRに参加

する日本の知識人がナショナル・リベラルとして既成事実に屈服する過程を分析しているし<sup>3</sup>、三牧聖子はIPRの組織そのものがもった「政治の中へ」(get into the politics)と「政治の外で」(staying out of politics)という二つの要素のジレンマを描いており<sup>4</sup>、本稿もこれらの成果に負うところが大きい。そしてその中でも赤見友子は「国際連盟以後の国際主義者」(post-League internationalists)という概念を提唱し、その中に含まれるIPRのメンバーにおいては自国の利益を優先する態度と国際主義が矛盾なく存在していたことを解き明かしている<sup>5</sup>。

また、高木の弟子筋にあたる後進のアメリカ研究者も彼のアメリカ観に着目してその概観をいくつか示している<sup>6</sup>。また、同時代人が書く回想といった小文も複数存在する<sup>7</sup>。そこで、これまでの論考で高木のどのような側面が着目されてきたかについて乱暴を承知で大別してみると、アメリカ研究（の開拓）者としての側面<sup>8</sup>、ナショナル・リベラルとしての側面<sup>9</sup>、(自由主義的)国際主義者としての側面<sup>10</sup>が中心となっている。これらの論考で考察される高木像は確かに彼の側面であり、それぞれの問題意識から彼の言動が良く分析されている。しかし、これらの高木像は没交渉的に存在している。言い換えれば、アメリカ研究者として高木を描く際には彼のアメリカ観と国策との距離感の連関にまで十分に考察されておらず、アメリカを通して彼が何を見ていたかまで踏み込まれていない<sup>11</sup>。同様に、(自由主義的)国際主義者として描く際にも、彼の国策との距離感が等閑視されがちである。一方で、国策に取り込まれていくナショナル・リベラルとして描く場合、国策との近い距離感については明晰な分析がなされている一方で、彼のアメリカ観がもたらした影響との連関が十分に描かれているとは言えない。さらには、高木の戦後の言動に触れた論考も多くなく、戦前・戦中の彼の思想的文脈を踏まえた上での考察がなされているとは言い難い<sup>12</sup>。

本稿ではこのような先行研究の問題を踏まえて、ナショナル・リベラルや「国際連盟以後の国際主義者」といった高木像を中心としながらも、その背景にある思想に焦点を当てることで内在的な考

察を行いたい。そこで本稿の議論を先取りすることになるが、アメリカ研究者たる高木のアメリカ観の根底には戦前から戦後にかけて一貫してデモクラシー<sup>13</sup>への関心が存在しており、さらに言えば、個人と共同体の緊張した関係性が彼の大きな問題意識となっていた。すなわち、高木は戦前においてはアメリカというレンズを通してデモクラシーを考究し、戦後においては日本のデモクラシーについても発言を行うのであるが、その中で彼はデモクラシーにおける共同体のあり方と大衆としての個人のあり方に着目していた。また、高木は敗戦とともに筆を折ったわけではなく、むしろ戦後においてはアメリカのみならず広く日本の政治や社会について発言しており、日本国憲法制定時には貴族院議員を務め、その後はアメリカ学会の創設に携わるなど活発に活動していたという意味で戦後の言論活動も閑却されるべきではない。したがって本稿では、戦前から戦後にわたって高木の思想に一貫して存在したデモクラシーへの関心を取り上げ、それを形作る上で重要な個人、共同体、そしてアメリカへの視線を中心に分析する。さらに、高木の戦前戦中の言説だけでなく、これまであまり触れられることのなかった戦後の言説も取り上げることで、戦争を挟んで全く異なった社会状況においてどのように彼の言説が展開されたのか通時的にひも解くことを試みる。すなわち、高木のデモクラシー観をアメリカ、個人、共同体への視線を手がかりに分析しながら、これまで関連付けられてこなかったナショナル・リベラルとしての高木、アメリカ研究者としての高木、戦後の高木を結び付けてそれらを架橋するような解釈を本稿の目的とする。

本稿の構成としては、まず、高木のアメリカ観の根柢にあったデモクラシーへの視点を論じる。その中で、アメリカの革新主義 (Progressivism) やニューディール政策への高木の評価を取り上げ、個人と共同体にとってのデモクラシーのあるべき姿を彼がどのように考えていたか分析する。そして、高木が革新主義やニューディール政策への視点を外交の次元にも持ち込んだことを明らかにする (第一章)。さらに、続いて高木のデモクラシー観の背後にあった大衆観、個人のあり方につ

いても触れた後に (第二章)、敗戦を迎えた彼の言説を論じる。その際には、まずデモクラシーに対する高木の論説、その中における個人の位置づけを考察する (第三章)。次に戦後のデモクラシーにおいて極めて重要な要素である日本国憲法や天皇の位置づけに焦点を当てることで戦後の高木における共同体観を概観しつつ、そこに表れるナショナリストとしての側面にも触れる (第四章)。このようにして、高木には一貫してデモクラシーへの関心が存在したことを明らかにしつつ、そのデモクラシー観を考察する。

## 第一章 アメリカを通してデモクラシーを観察する

### 第一節 高木のアメリカ観、その二つの要素

高木がアメリカを見るときに念頭に置いていたことは「デモクラシー」であった<sup>14</sup>。高木によるヘボン講座が開講した 1924 年に著された論文「米国史概観——米国政治史研究の一試案——」においても以下のように述べる。

吾等が米国史の研究に於て考察せんと欲する所は主として米国人民の性格、思想及び其の特有の制度 (インスチテューション) の発達である。〔中略〕米国民の性格と制度との発達の記録を探究するに当り、余は特に「デモクラシー」の発達といふ方面より考察を試みたい。「デモクラシー」の発達を中心とする米国史の研究を以て吾等の目標とせんと欲する<sup>15</sup>。〔パーレン内原文ママ。キッコウ内は筆者による。また、引用においては適宜旧字を新字に、片仮名を平仮名に改めた。以下同じ。〕

アメリカを理解するうえでデモクラシーに引き付けるというこのような観点は新渡戸稲造とも共通しており<sup>16</sup>、まさにその意味で高木は新渡戸のアメリカ観に近いものをもっているといえる。さらに、高木にはデモクラシーを中心としたアメリカを見る上での二つのアプローチとして、自然環境への着目と精神的な伝統の側面への着目とが存在

する<sup>17</sup>。例えば、合衆国建国前のアメリカの動力を考えるにあたって、まず触れるべきは「北米植民地を形作りし国民の性格と伝統」であり、そして「之等の人々の生活が如何なる環境の下に於て行われたるか」、すなわち「人と土地」や「歴史と自然」であるとする<sup>18</sup>。

ここでまず、自然環境への着目とは、アメリカで師事した歴史家ターナー（Frederick J. Turner）の影響を受けたものであり、特に土地への着目であった<sup>19</sup>。1927年にまさに高木は、アメリカ史についての専門的かつ体系的な論文として「米国政治史に於ける土地の意義」を著した。同論文で高木は、経済学でいう自由な土地が無尽蔵に西方に存した事実を指摘し、常に**フロンティア**の社会があったという<sup>20</sup>。そして、西方には、辺境における原始的、デモクラティックな社会状態が存在し、貴族化、硬直化した東方と比べ、新開で自由で民主的な辺境を有するとする。この西方の辺境での生活は努力労働、独立自主の生活であった。彼等辺境の居住者が寄ってなす社会は、質朴堅実、実際常識的な小農民の社会であり、「米国に於ける個人の独立自恃心及び個人の創意裁断力（Individual Initiative）の発達、並に之に対する米国人の尊重は、明に辺境生活の歴史に起因する」と高木は結論付けるのである<sup>21</sup>。

次に、精神的な伝統の側面に関して、高木はピューリタンの政治的・道徳的理想を念頭におく。「米国の始祖は清教徒」であり、「ピューリタンの政治的、道徳的理想は米国国民性の発達に著しき影響を及ぼした力」だとする<sup>22</sup>。そのピューリタニズムとは、ピルグリムファーザーズ、イギリス清教徒、大陸での宗教改革、特にカルヴァンまで遡ることができるという<sup>23</sup>。そしてその思想は特に「個人の自由と権利の認識」を重視し、「教会と国家に於ける個人の地位を重要視し、其の自由なる同意を団体の基礎とする」ものであった。これにより、自由主義的萌芽の成長、デモクラシーの傾向の発達もたらされたのである<sup>24</sup>。また、先述の「米国史概観——米国政治史研究の一試案——」において、ジェファソンを評価するにあたり、彼に代弁させるという形ではあるがデモクラシーを以下のように捉えている。ここに見られる

教育への視点は戦前から戦後にかけて変わらず高木に存在しており、本稿で彼と教育の関係について何度か言及するところの原点でもある。

蓋し彼〔ジェファソン〕思へらく「デモクラシー」の根柢は所詮は「人」の問題である、個人の啓発向上あらざれば到底「デモクラシー」の理想の実現は難い、即教育の必要なる所以である、一切の根柢は個人の訓練と発育にあると<sup>25</sup>。

このようなアメリカ観、すなわちピューリタンの伝統及びフロンティアという自然環境から生まれる個人人格の観念に着目した論説が前面に出てくるのは主に戦後のことであるが、戦前においてもこのような考えが存在しており、高木の論説の基礎をなしていた。さらに、アメリカ外交を論じた1926年の論説「太平洋及極東方面に於ける米国発展の段階」を引用しよう。

国の偉大を欲すれば、個々の国民の自立、質実鞏健なる個人の発達を希わざるを得ない。米国の発展と外交の歴史を顧みて殊に此の感を深うせざるを得ない<sup>26</sup>。

これと同様に新渡戸も「相互の人格を尊重する態度、これがあって初めてデモクラシーの意義が解し得られる<sup>27</sup>」とのように人格の陶冶をデモクラシーにとって重要であると捉えており、個人の人格への着目とデモクラシーを結び付けて考えるのは当時の自由主義的知識人の中で必ずしも特異な見方ではなかった<sup>28</sup>。では、高木は個人主義的な社会を理想視していたのだろうか。この問いに答えるためには高木のアメリカ革新主義理解が手かりとなる。

## 第二節 高木とアメリカの革新主義

革新主義とは19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおける所謂“Progressivism”であるが高木はこれをどのように定義していたか。先にも引用した1927年の「米国政治史に於ける土地の意義」における革新主義の説明を紹介しよう。

〔革新主義は〕社会公共の利益の為にする個人の自由の拘束の思想を、時代の要求として樹立せしむるに至った。極端なる個人主義の主張は、茲に公益の為にする社会的抑制の思想の進撃に会って、防禦的地位に立つに至ったのであって、之れ米国政治思想史上の画期的進歩である<sup>29</sup>。

すなわち、高木にとって公益のためには無制限な個人主義、自由放任主義は抑制されるべきなのである。これはまさに、「国際連盟以後の国際主義者」が依拠する「ニューリベラリズム」においては国家の役割が個人の権力の抑圧者から社会の富の守護者へと変わりつつあったという赤見の指摘と極めて整合的である<sup>30</sup>。また、クロッペンバーグ (James T. Kloppenberg) も 19 世紀末から 20 世紀初めにかけて、大西洋を挟んだアメリカとヨーロッパで個人の利益と社会公共の利益を調和させることに着目した知識人による、思想的磁場が存在していたことを指摘している<sup>31</sup>。そして、高木自身もアメリカの革新主義に基づいた思想とヨーロッパの「社会主義諸傾向」との共振に自覚的であった<sup>32</sup>。

では、先述した高木のピューリタニズムというアメリカの精神的伝統及びフロンティアという土地への着目から引き出される個人人格や自由の観念はどのように位置付けられるのであろうか。高木からすれば、革新主義の成長は「個人人格の尊厳の観念、理想主義的精神と、一脈相通ずる心的基礎に立つ」とともに、自然環境の影響も甚大であった<sup>33</sup>。このような見方は先述した高木のアメリカ観に存在する二つのアプローチを些かも損ねていない。そして、斎藤眞の指摘によれば、高木にとって革新主義は、デモクラシーの終焉ではなく、経済における自由放任主義を修正しつつも個人の思想や良心の自由を捨てるものではなかった<sup>34</sup>。革新主義を説明した次の高木の言を読めば、彼にとって革新主義の下では個人の自由はないがしろにされるわけではなく、むしろ真の自由へ近づくということが分かるだろう。

個人主義の理想と団体主義の要請とを包摂

調整する更生せる民主政を主張する意味に於て「新しき民主主義」である。自由放任と無拘束個人主義とを修正し、法の保護によって今日真の自由は初めて実現すべき事を主張する意味に於て「新しき自由」の主義である。又「公益の理論」に基き国民の経済社会生活に対する国家の積極的任務を主張する意味に於て、「新国家主義」である<sup>35</sup>。〔ルビは原文ママ。〕

さらに、高木は、フランクリン・ローズヴェルト (以下、FDR と表記) によるニューディール政策も革新主義の延長線上で捉えている。そして、このようなニューディール政策の理解は、一面においては高木自身がニューディール政策真つ只中の現地を見聞したことに由来している。すなわち、冒頭で述べた通り高木は 1933 年の第 5 回太平洋会議の開催地であるカナダのバンフに行く際にアメリカでニューディール政策当時の雰囲気を実際に体験しており、「興奮」したと振り返っている。さらに、バンフでの会議のあとに歴史家であるピアード (Charles A. Beard) を訪ねてニューディール政策について教授を受け、先述の通り「これがアメリカ流のレポリューションじゃないかという感じ」を受けて「そういう心もちが私のプログレッシヴィズムの解釈なんかにつながってくるわけです」と自らの体験を回顧している。事実、バンフでの太平洋会議 (FDR の大統領就任の年でもある) の翌年である 1934 年から高木はニューディール政策や革新主義に関する論文を多く書いている<sup>36</sup>。そこで、高木は、ニューディール政策を革新主義の延長線上に存在し、「団体主義による個人主義の匡正、自由を統制に委ねる資本主義の修正、個人の発意に基く指導力への服従を現わす執行権の強化、之等が過去半世紀の、新段階に入れる米国の歴史の、示す方向であり、又米国民が其の政治制度と経済組織を以て打開し得たりし問題解決の経路で<sup>37</sup>」、「革新主義より出で、百尺竿頭一歩を進め、集合主義へ向う一大躍進を敢てしたものと解する」のである<sup>38</sup>。このように、高木にとってニューディール政策は革新主義の延長であり、無制限な自由放任を排斥し公益の為に

国家の干渉を積極的に認めるものであったが、それは個人の自由やデモクラシーと矛盾するものではなくむしろあるべきデモクラシーの姿であった。その意味で独裁とも異なるものであった。曰く「ニュー・ディールは資本主義的、並にプロレタリア的独裁制を双ながらに斥け、集合主義的民主政の指針に従ったもの」であった<sup>39</sup>。そしてここでいう「集合主義」について、高木は当時のイェール大学教授の政治学者フランシス・コウカー（Francis W. Coker）を引用しながら、既存の慣習や法の下で不公平に取り扱われている一般民衆の福祉と自由に関心を寄せ、「個人主義の匡正」や「経済秩序の共同体的調節」を主張しながらも、「社会主義の階級闘争・労働価値説・唯物論の理論を斥くる」ものであり、「経験主義的集合主義」（Empirical Collectivism）だと説明する<sup>40</sup>。同時に、評論家リップマン（Walter Lippmann）による「国民の生活の水準及び経済秩序の運行全体の上に対する国家の責務を認める」（傍点は原文ママ）という集合主義の定義も引用している<sup>41</sup>。なお高木は、ニューディール政策が「集合主義的民主政」への躍進であり、今後も「集合主義的民主政」に向っていくといった展望をしきりに示し<sup>42</sup>、革新主義とニューディール政策を集合主義と結びつけて考えているが、この部分で彼が特に多く参照しているのが先述のコウカーやピアード、リップマン、そして政治学者メリアム（Charles E. Merriam）であった<sup>43</sup>。また、岩永健吉郎は高木がピアードの影響を受け、「プログレッシヴ・ヒストリアンズ」に近い立場であると指摘している<sup>44</sup>。ピアードはイギリスで労働者教育などを行うラスキンホール（Ruskin Hall）設立に協力し、革新主義者の集った『ニュー・リパブリック』誌にも寄稿を行っており革新主義運動との距離は遠くなかった。また、リップマンが『ニュー・リパブリック』誌で活躍したことは有名である。そして、高木はアメリカ留学中にシカゴ大学でメリアムの講義を受けている<sup>45</sup>。このような高木の集合主義への関心の根底にある、人びとの生活水準の維持や福祉という側面への着目については、彼がアメリカ研究を志す前からその素地が育まれていたと考えられる。すなわち、高木は大学2年の時

に「経済の問題に妙に興味をもって」イギリスのセツルメント運動における代表人物かつトインビーホールで著名な経済史家アーノルド・トインビー（Arnold Toynbee:『歴史の研究』を著したトインビーの伯父にあたる）を熱心に読み、就職先の大蔵省でも市井の人びとが利用できる金融機関としての庶民銀行（people's bank）の調査を行っていた<sup>46</sup>。同様に一高時代の蠟山政道も性急な革命とは異なる社会改良を訴えたトインビーに感銘を受けたという<sup>47</sup>。

さて、高木は革新主義やニューディール政策の内容だけでなく、同政策を実行していく上でのFDRの強大な権力についても考察の範囲を広げていく。それを示したものが『国家学会雑誌』での「執行権の強化」という特集に寄せられた1940年の論文「執行権の強化」であるが、同論文を書くときに高木が意識していたのは日本のことであった。すなわち、高木は、ニューディール政策における執行権力の強化や国民生活の統制については、日本にも参考になる点が少ないという<sup>48</sup>。実際に日本国内の政治に目を転ずれば、高木がニューディール政策に感化され論文を書き始める1934年は、途中まで斎藤実内閣の時期であり、この当時は既成政党や従来への政治への不満からそれを一掃するために、立憲政治の原則に何らかの改変を加える「立憲独裁」論が自由主義的知識人からも唱えられていたし<sup>49</sup>、1940年は第二次近衛内閣の下で新体制運動が積極的に繰り広げられていた。また、高木は昭和研究会にも籍を置いていた。このような日本における政治状況を踏まえた上で高木は特に「強健なる議会と強力なる執行部との調節連関」に注目している<sup>50</sup>。立法における指導力の欠如は、大統領の行動によってのみ打開され、この意味においては大統領の強力政治も是認されるべきだというのである<sup>51</sup>。そして、このような大統領の権力が、「国民に対する責任、民主的監視の観念」と結合したところにアメリカの大統領制の特色が存在し<sup>52</sup>、その意味で、メリアムに依拠しながら「執行権の指導の強化が初めて、平時戦時に於ける国家行動の統一と国民的責任負荷との調和結合を来たらしめると為す説の正当なるを思わしめる」と執行権力の強化

をデモクラシーの文脈上のままに高く評価する<sup>53</sup>。ただし、メリアムはここで、アメリカだけでなくイギリスの議院内閣制を「密接に関連したシステム」であると紹介している<sup>54</sup>。すなわち、高木にとっては執行権力が独立に強力なものとなるのではなく、「強健なる議会と強力なる執行部との調節連関」が重要であり、ここに強力な執行権力と人びとによる「監視」や「責任」が結びつくことの要諦が存在する。

つまるところ、以上のように戦前の高木は、公益への志向性が無制限な個人主義を一定程度制限することこそがデモクラシーの理想形であり、決して自由を損なうものではないと肯定的に捉えていた<sup>55</sup>。それがアメリカの革新主義及びニューディール政策への前向きな評価として表れていた。さらに、高木は日本の情勢を意識しながら、アメリカの執行権力の性質にも着目し、そこにただ強力な執行権力の姿を見出すだけでなく、国民の監視や責任が結合するところにアメリカの大統領制の特色を看取していた。ただし、ここで高木にとって理想とされたデモクラシー像は個人よりも政府の役割を過大に評価するものであったことは否めないであろう。

### 第三節 ニューディール政策と日本外交

さて、前節で明らかにした通り、高木は革新主義を「国民総体の福祉のためにする国家の積極的任務の理念に基づき、公益優先の理論 (Theory of Public Interest) により、個人の権力の抑制、自由への干渉が主張せられるに至ったところに、重大な意義がある」と評価するが<sup>56</sup>、この、「国民総体の福祉」とは行き過ぎた自由による金権政治と対置されており、その意味するところは国内の経済的不正義の是正・解消であった。これはニューディール政策への評価においても同様である。そして、この視点は高木の国際政治観にも影響していた。

高木は国際政治において、国際平和機構や条約による現状の「平和的変更」を最も重視した。そして変更を求めたその現状とは、太平洋地域における経済的不平等や政治的混乱である<sup>57</sup>。事実、高木は1927年の第2回太平洋会議でショ

ットウェル (James T. Shotwell) がロカルノ条約を参考に提出した恒久平和条約案を高く評価するとともに<sup>58</sup>、自身も1933年の第5回太平洋会議にて横田喜三郎とともに「太平洋における平和機構の再建設に関する若干の考察」(“Some Considerations on the Future Reconstruction of Peace Machinery in the Pacific”)を提出する。そして、奇しくもというべきか、この平和機構案は高木にとって、「国際的ニュー・ディール論」として「世界諸国民間に於る経済的不公正政治的不公正の存在を認めて、その匡救の途を備ふることを平和機構の最大任務なりとする考」えの一つとして位置づけられており、「諸国民間の紛争の根柢を為す経済的不公平を緩和する道を開き備へしめて平和機構の缺陷を匡正し、之に対する諸民の信頼を挽回し、合理的にして鞏固なる新国際主義の再建立を図るべしとする思想を主張の根本としたもの」であった<sup>59</sup>。ここで、高木は自らが高く評価するアメリカのニューディール政策を国際政治の舞台における理想に読み替えているのである。また、国際社会において無秩序や国際的不正義が国家間の平和的關係をかき乱すところでは、国内社会と同じく、公共善の為に中央権力やそれに似た制限や力による実行が必要という。そしてこれは、太平洋地域における平和機構の必要性へとつながっていくのである<sup>60</sup>。

さらに経済的不平等への着目は、高木をして大西洋憲章(1941年8月14日発表)を即座に切っけは捨てさせなかった。高木は、アメリカの外交政策を拡張主義としてその経済的圧迫を強く非難するも<sup>61</sup>、「その第四項は経済事項に関し、「英米両国は、その現存義務を尊重しつゝ、一切の諸国が、国の大小の別なく又戦勝戦敗何れの国たるを問わず、凡て平等の条件を以て、その経済的繁栄のために必要とせらるゝ通商と原料の獲得を、十分に享受するに至る様努力すべし」と述べている。これ等は大战の東亜に及ぶに先だち、英米の掲げた基本政策の一標識として、意義を認めらるべきである」として国際的経済不平等という従来からの着眼点から一定程度評価する<sup>62</sup>。



## 第二章 高木の大衆への視線

前章で述べたように高木はデモクラシーを考察するにあたって個人人格の観念を重視するが、同時に個人の観念は国家という共同体にとっての公益によって制限され得るものであった。では、高木にとって大衆としての個人はどのように振る舞うべきであったのだろうか。本章では高木の大衆観・個人観を検討する。酒井一臣は、当時の自由主義的知識人は「文明国標準にとらわれていた選良と、それについていけない大衆との懸隔」において、「選良」の側に愚民観が存在したために大衆教育の必要性を唱えたと指摘するが<sup>63</sup>、大衆への不信感と啓蒙の必要性は高木も同じく有するものであった。そこで本章では、上記の酒井の指摘に沿いながら、高木及び彼の同僚たる IPR 日本カOUNシルのメンバーが具体的にどのような論理で大衆を政治・外交の中に位置付けたのかを考察する。後述するが、IPR は大衆の啓蒙を大きな目的としており、そこに当時の IPR に参加した高木をはじめとした自由主義的知識人の大衆観を看取することが出来る。また、IPR 日本カOUNシルによる大衆啓蒙の論理を掘り下げると、当時のナショナル・リベラルによる自己正当化の便法が浮かび上がってくる。そこで、高木たちによる大衆啓蒙の論理に見え隠れする国策との極めて近い距離感についても併せて考察したい。

それでは初めに IPR について見ていこう。高木は IPR について以下のように説明する。

抑々此のインスティテュット〔IPR〕は如何なる目的を以て創設されたかと云うに、数年来太平洋沿岸諸地域に於ける国際的及人種的の諸問題が漸く重大視され、之に対する適當なる措置を構ずることの緊要が益々感ぜられ来りしにつれ、相互関係の改善を目的として、諸国民間に存する実際の状態を科学的に調査研究する事、及び之に基きて自由にして隔意なき意見を交換し、又異民族異文明の間に存する異れる見解の闡明諒解を進むる機会を設くる為め、国際会議を催すこと、を計画実現

せんとするのが、其の設立の本来の趣旨である。即ち一言に云えば、此インスティテュットは、各国の民間の有志相謀り、根本的な事実の調査と、自由な討議に基く徹底的な意思の疎通とに依り、太平洋方面の諸問題に対して関係諸国民の知識を高め、諸国の正当なる方策の根拠を築かんとする企である<sup>64</sup>。

また、IPR は 1925 年にホノルルで開かれた最初の会議において、自らの主要な取組みが国際的な重要性をもった事実を集めて解明することであり、輿論を導く (guiding public opinion) 上での自らの影響力を以て関係国の発展を建設的に援助すると自己定義している。さらには、最終的には重要な意味をもつとしても今日においては純学問的である科学的調査 (scientific investigations) は財源の許容する限り行われるべきだとも言っている<sup>65</sup>。そして、同じ部分に着目した三牧の指摘によれば、IPR メンバーは地域における客観的な「事実」(objective “facts”) を見つけて、それに基づいて理性的な議論を行うことがその地域における安定的な平和を実現するための最も信頼できる方法だとたく信じているという<sup>66</sup>。これらは大変示唆的である。すなわち、IPR は「科学的調査」に基づいた「事実」によって輿論を「導く」ことを大きな目的としている<sup>67</sup>。そこで導かれるべき大衆とは高木の目にはどのように映っていたのであろうか。高木は早くも 1924 年の論文「米国新移民法の批判」において、

如何なる国家と雖、自覚なき国民の上に立って安泰なることを得ぬ。社会を構成する各人の尊厳が強国の根柢である。自覚なく判断力なき群衆を自由に左右する bossocracy は我国に迎うべきではない。

として、如何なる問題においても最後の判断の責任は自己にあり、「親分」に盲従してはならないと述べる<sup>68</sup>。この高木の語り口からは、個人の尊厳を大切にしながらも、大衆の自覚及び判断力の欠如に対する不安を看取することができる。

さらに高木は満洲事変以降、アメリカにおいて

英語の演説をいくつか行うようになったが、その内容は先述の傾向をさらに進めたものであるため、いくつか取り上げてみよう。

まず高木は自らをはじめとした知識人が「啓蒙的かつ知性的な輿論の形成に責任があるといわれている」とその役割を定義した。では、導かれる側の大衆についてどのように語っているだろうか。高木によると、人びとは国際情勢について情報を与えられるべきで、また、主要な問題について知性的に自身の意見を形成するための公平で十分な機会も与えられるべきである。ここで念頭におかれているのは、人びとが目隠し (blindfolded) や感情の激動のなすがままになったりしてはいけないということである<sup>69</sup>。そこで、人びとが感情に流されやすいという危険を強く懸念した高木は教育を重視する。この文脈で高木から語られるのは IPR の活動であった。すなわち、IPR は一般の人びとがより良く情報を入手し、そしてより知性的で啓蒙的な輿論を形成するための素養をもつための機会を増やすために活動しているのである<sup>70</sup>。

以上のように高木は、個人人格の尊重を基礎としたデモクラシーにあって、感情に流されやすい市井の人びとのより一層の自覚を促していた。そして高木において輿論が「健全」に働いた例とは、ニューディール政策当時におけるアメリカの輿論であった。曰く、ニューディール諸政策に違憲判決を出し、社会の思想に受動的であったアメリカの連邦最高裁判所が「時の推移と共に、国家公共の必要と健全なる輿論の動向に影響せられて、変化の可能なるべきことを考えしめる<sup>71</sup>」。このような輿論の「健全なる」働きは高木にとって世界規模でも期待されるものであった。つまり、世界の歴史が曲がり角を曲がろうとする中で、すべての進歩的市民が公平で啓蒙的な輿論の創造を導き、援助することを高木は期待している<sup>72</sup>。一方で、満洲事変をめぐる日本の民衆の過激さについては完全な間違い (utter failure) と厳しい評価を下している<sup>73</sup>。高木にとって、人びとは感情に流されやすいために、「科学的調査」に基づいた客観的な「事実」によって「教育<sup>74</sup>」し、輿論を「導」き「啓蒙」すべきなのである。そして、この教育の必要性というのはクロッペンバー

グによれば、欧米世界の知識人も同じく唱えるところであった。すなわち、彼らは所有的個人主義 (possessive individualism) が組織された資本主義に対して混乱をもたらすために、平等と共同体の理想を説くのであるが、そこでは社会的責任の感覚だけが個人的な嗜好をして公共善に同調させることが可能だというのである。そこで、公共感覚や社会的責任感を養うために強調されるのが教育の効果であった<sup>75</sup>。また、スティアーズ (Marc Stears) も革新主義者の牙城ともいえる『ニュー・リパブリック』誌の編集者たちが、公共的責任 (public responsibility) の感覚を活気づけ、アメリカの市民に一種の倫理的な結合力 (moral cohesion) を授けることに適合した成人教育のシステムの必要性を主張していたことを指摘する<sup>76</sup>。さらに進んで、アメリカの革新主義者たちにとっての成人教育の理想は、市民が国民共同体的な献身 (national communal commitment) の強い感覚を発展させて、部分的、排他的な利益への愛着及び、それらの利益が生まれてきた凝りかたまつたアメリカの個人主義の文化を放棄することであったとスティアーズは分析している<sup>77</sup>。このように、行き過ぎた個人主義に反対し、共同体を強調するのは高木の革新主義評価と相通じるところであり、教育の必要性に注目するところも、先述の通りデモクラシーにあって感情に流されやすい大衆を「導」こうとしていた高木の考えと遠くないと考えられよう。

さて、高木や IPR メンバーの大衆観について一点注意したいのが「科学的調査」に基づいた「事実」というのは、高木やひいては IPR 日本カウンスルのメンバーが日本の国益に沿った視点から見た「事実」であった。例えば、IPR 日本カウンスルが「調査」(Inquiry) シリーズに対抗する意味で編集した「極東における衝突」(Far Eastern Conflict) シリーズにおいて高木は、「日中問題について**バランスの取れた情報** [balanced information] があって初めて、極東の諍いの本当の理解に到達できる<sup>78</sup>」(傍点は筆者による) と述べているし、この日本側のまとめたシリーズそのものを、争いにおける「正確な知識」(accurate knowledge) とも形容している<sup>79</sup>。ま

た、高木は1939年、IPR アメリカンカウンシルのエリザベス・シュンペーター (Elizabeth B. Schumpeter: 経済学者の Joseph A. Schumpeter は夫にあたる) への手紙の下書きにおいて、「調査」シリーズにごく少数の限られた人数しか参加しないことの危険を指摘して、「科学的訓練」(scientific training) を積んだ研究者たちを入れるよう希望を書いている<sup>80</sup>。また、高木においては、アメリカの門戸開放政策が拡張的な要素を孕むという指摘を行ったピアードらを「公平な心を持った」(fair-minded) と表現していることから、「公平」、「正確」、「科学的」といった用語はしばしば自分たちの意見の正当性の主張に用いられていた。このことは、佐々木豊が明らかにするように「調査」シリーズをめぐって、IPR 日米カウンシルの間で「非党派的客観性」をめぐって争いがあったことから、日本カウンシルのみならずアメリカ側でも用いられるロジックであった<sup>81</sup>。

このような大衆観をもっていた高木であるが、では、敗戦を迎えて政治社会が大きく変わり、日本の政策を擁護する誘因が低下した際に彼の言説はどのように展開されるのであろうか。戦前から戦後にかけての高木の言説を通時的に分析するため、先行研究で取り上げられることの少なかった戦後の言説をこれまで述べてきたデモクラシー、大衆観・個人観を基準に分析を進めていく。

### 第三章 敗戦を迎えて

#### 第一節 戦後の高木とデモクラシー

敗戦を迎えてからの高木の言説にみられる一番の特徴は日本のデモクラシーについての様々な論説を発表するようになったことである。このことを松本重治は、日本の一般情勢の緊迫に加えて、日本でいかにしてデモクラシーを発展させるかという国民的課題が緊切なものになった時であったが故だと分析している<sup>82</sup>。高木曰く「戦後一〇年の経験は、わが国民をして、益々内には動揺不安定を憂えしめ、外には原子力時代における二つの世界の対立より来る緊迫を痛感せしめ、民主政の指針を求めること愈々切実ならしめる<sup>83</sup>」。以下、高木の戦後日本に対する考えを明らかにするため

に、まずはその中心となった戦後日本のデモクラシーへの視線を素描する。

高木は、デモクラシーとは、「国家の任務が社会の自由なる生命への奉仕促進にあることを強調する。その意味では、〔中略〕デモクラシーを、語源的に字義の示すように、人民の政治の意義に解してよいと思われる」と定義する<sup>84</sup>。そして高木は、日本の伝統をある程度考慮する必要性を踏まえながらも、被治者の合意という理論を柱に据え、イギリス労働党とアメリカ革新主義を評価した上で<sup>85</sup>、デモクラシーにおいて大切な個人人格の観念を重要視する<sup>86</sup>。ここで一つ重要なのは、高木は戦後日本のデモクラシーにおいて個人人格の観念の尊重を最重要視していたが、同時に社会共同体といった理念もデモクラシーと結びつけて考えていた。高木曰く、「民主主義の原理には、以上述べました個人の観念を根柢においた自由民主主義ともいべきものの理念と結合して、社会共同体の理念が併び存する」のであり<sup>87</sup>、「かかる共同体理念は、民族と歴史を離れて求め難いのであります。民族主義は個人人格の尊厳の観念と相排斥するものではありません。民主主義の理念は、精神文化の価値、個性としての民族を包摂し、自らを拡充するのであります<sup>88</sup>」。そして、このような社会共同体の理念に基づいて、デモクラシーは社会における経済的正義の目標に向かい、公共福祉の理想を追求、一般大衆の社会的経済的生活の向上をもたらすことを努めるものであると主張する<sup>89</sup>。そこにはデモクラシーが「個より全体へ、自由より秩序へ、放任より組織へ、世界は騒々として動いている」という認識が根底に存在する<sup>90</sup>。

このような高木の戦後におけるデモクラシー観には、明らかに戦前との連続性が見られる。個人人格の重視を唱えるところは、前面に出ることは少なかったとはいえ戦前からの高木のデモクラシー観の根底にあった部分をそのまま引き継いでおり、さらに顕著なのは、個人人格を尊重するだけでなく経済的正義を追求し公共福祉を増進するために共同体といった集団に着目する点であり、戦前のアメリカ革新主義評価に見られたものである。また、デモクラシーが「個より全体へ」動いてい

るといふ考察も、ニューディール政策が集合主義的な方向に進むとした戦前の展望そのままである。ただし、戦後の高木は共同体と結びつけて、「歴史」や「民族」にも自覚的に言及している。

こういった高木の考えは彼のトクヴィル論の中でさらに際立って表れている。高木はトクヴィルの時代のフランスと日本の当時の時勢との間に類似性を見出している<sup>91</sup>。すなわち、トクヴィルの「革命と反革命の潮流に棹さし、荒れ狂う混乱の中に、自由と秩序との調整を齎す民主政の基礎づけとせんとした名著<sup>92</sup>」を、似通った状況の敗戦後の日本において真剣に再吟味するべきと考えた<sup>93</sup>。そこでまず、人類の歴史はデモクラシーに向かって進むというトクヴィルの基本的な認識、そしてトクヴィルが祖国に対して真率なデモクラシーと平等を説き、「同胞に警告し中道と調和を慫慂して、国民内部の両極化・対立分争の弊を匡救せんとする警鐘を志」したことを評価する<sup>94</sup>。次に、トクヴィルが人民の精神や風習、習俗は法律に勝るもので、これをもたらず力の源泉として、宗教と教育の問題に着目し、それによりアメリカ人の間に普遍的な「人民主権の思想や、平等の愛や個人の尊厳の観念」が育まれたと主張したことを紹介する<sup>95</sup>。一方で日本国民は、長い歴史や伝統の中に優れた信仰の遺産や道徳的訓練を継承しているとはいえども、「ただ、道徳的責任の主体たる人間人格の観念に至っては、宗教的伝承の総意に基くと思われるが、未だ十分にこれを涵養され、把握することなく、これを支柱として民主政建設のための根柢たらしめる準備があるとはいい難い」として<sup>96</sup>、日本において個人人格の観念が十分に育っておらず、デモクラシーの定着が途上であると述べる。そして、旧世界の諸国民は「アメリカの民主政の示す教訓を会得し、平等の原理が真実に支配する社会の成果を他山の石として、自国における新しい民主政の進路を、改めて確立しなければならない」というトクヴィルの提言を紹介する<sup>97</sup>。この通り高木はアメリカに学び、デモクラシーの社会的基礎条件について探求する必要を主張する<sup>98</sup>。ただし、やはり高木は無責任な自由放任としてのデモクラシーは認めない。先述の社会共同体の理念の支持もその論拠の一つをなす。

さらに高木がトクヴィルを援用する際にも、「国内の議論は対立抗争し、遂に保守革新の二分野に対峙するに至った」当時の背景に触れ、先述のようにトクヴィルが「同胞に警告し中道と調和を慫慂」した部分に着目し、国民の無経験や盲目的な本能に対して宗教的信念や時局に適応した政治によってデモクラシーを教育するべしとの主張を紹介している。このように、個人の無制限な自由放任による政治に対して高木は距離を置き、その上で宗教的信念のもとで「道義・風習を廓清」することを訴える<sup>99</sup>。そして高木は、「アジア・アラブ諸教諸民族の間におけるデモクラシーの建設が、世界諸国民にそれぞれの立場で課せられた責任と思われる」として<sup>100</sup>、日本にもデモクラシーの建設が課されているのだと理解する。その上で、デモクラシーを日本に定着させるための指針として高木は先述のトクヴィルの他にジェファソン<sup>101</sup>やリンカーンの考えも紹介する<sup>102</sup>。

このように高木は時勢の緊迫と国際的な責任からデモクラシーを日本に根付かせようと考え、その要諦である個人人格の観念に着目している。そして、その立論の際にはトクヴィルが見たアメリカやジェファソン、リンカーンなどアメリカの政治や社会がモデルとされている。しかし、戦前と同様に、個人観念の強調の一方で高木は無制限な個人の自由は承認せず、社会共同体に基づくデモクラシーを重視して、その両者は矛盾しないとす。さらに、個人人格の観念を涵養するためにアメリカを参考にしながら宗教や教育にも着目している。

ここに見られるような、個人人格の観念を重要視しながらアメリカを参照する視点は戦後の高木によるニューディール政策の評価にも見られる。すでに1935年の「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」論文において「革新主義の復活、集合主義への蘇生は、不況によって強制された米国民の苦杯であったと共に、又更生の血路であった」と述べるように、ニューディール政策とアメリカ国民の進歩を結び付ける視点は存在していたが<sup>103</sup>、1957年の『近代アメリカ政治史』ではニューディール政策を「新しい大衆の成長と、これを看取する政治指導力とが、アメ

リカの歴史の上に国民大衆を政治勢力として結成せしめたという、重要な意義をもつと思われる」としてより積極的に評価するのである<sup>104</sup>。さらに説明を続ければ、ニューディール政策によって国民の利益や福祉が政治の直接の関心事となり、これにより「国民大衆の向上と政治意識の増進」がなされるというのである<sup>105</sup>。要言すれば高木にとってニューディール政策とは国民の政治意識の増進、国民大衆の成長という視点からも肯定的に位置付けられる出来事であったといえる。同様に戦後、ニューディール政策における「未曾有の経済悲況から米国の民主主義を救出した社会経済統制計画の教育的役割」を指摘していた知識人として蠟山政道の名を挙げることができる<sup>106</sup>。

以上のように、ニューディール政策への評価においても、高木の個人人格への着目や国民の意識の進歩への希望を読み取ることができる。

## 第二節 デモクラシーの基礎としての言論の自由

さて、戦後の高木は共同体や公共性の理念に加えて個人人格を基礎としたデモクラシーを強調するが、このようなデモクラシーに必要なものとして言論の自由を掲げる。言論の自由に関する高木の論説は特に1950年代後半から増えており、1917年の防諜法<sup>107</sup>や1940年の外国人登録法<sup>108</sup>(スミス法)、戦前の連邦最高裁判事のホームズ(Oliver W. Holmes)<sup>109</sup>、1950年のマッカーラン法について論じている<sup>110</sup>。さらに、『思想の科学』1962年1月号が天皇制を特集したために一時発行ができなかったことについて、天皇制の問題がタブー視されることを批判的に見て、言論の自由、思想の自由を訴える<sup>111</sup>。ここで、高木は天皇制議論のタブー視を問題として言論の自由を唱えると同時に、その自由とは同意見のものへの自由ではなく、自らが嫌う思想に対して自由を認めるという論理を用いている。ただし、トクヴィルとミルを挙げ、特にトクヴィルを援用しながら、平等の進展により自由で代わって専制が行われるとも述べている点は特筆に値しよう<sup>112</sup>。同時代的にも丸山眞男がこのような「民主的独裁」といった民主化による非合理的な結果に着目する際の一つの要因であったのが、トクヴィルである<sup>113</sup>。

そして、上記のアメリカにおける一連の思想統制的な法律の制定について述べた論文でも、秩序維持を志向した強権や一般社会情勢による少数者に対する異常な圧迫を批判的に描いている。特に、1956年には「現代大衆民主政における思想的混乱」に対して「公共社会理念」の提唱を行うリップマン」を想起すべきだとも唱えており<sup>114</sup>、ここからもデモクラシーの中の思想的混乱への危機感を窺い知ることができる。また、戦後の思想的混乱の危険において高木が頼りにしたのは後述するようにやはり公共性であった。

このように、高木においてデモクラシーや言論の自由は戦後になってより強く唱えられているが、それだけでなくこれらの理念と表裏一体とも捉えられる輿論の画一化や過激化といった混乱についても警戒していることは戦前からの高木の 대중観と密接に関係していた。すなわち、高木が戦前の革新主義評価において批判の対象としていた無制限な個人主義や、アメリカでの演説で述べたような感情に流されやすいという大衆の下では輿論の二極化や画一化といった「思想的混乱」が生じると考えられる。実際に高木は、1935年の論文「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」の中でも、過激な政治を引き起こしがちな富豪及び貧困層をできるだけ減らした中産層による中庸の社会こそ最良の政治社会だと支持する(アリストテレスを引用する)リップマンを引用しながら、日米の国情の懸隔について「潜思せしめられざるを得ない」と述べている<sup>115</sup>。さらに岡村忠夫が鋭く指摘するように、高木はフランス革命に対しても否定的に言及しており、彼の「衆愚政治となるデモクラシーの警戒とともに、抵抗としてのデモクラシーを評価しない態度」がはっきりと表れている<sup>116</sup>。

そして、戦後において輿論の混乱という問題意識が高木の中で大きくクローズアップされるのが安保問題である。日米安全保障条約改定問題について高木が最も憂慮したのは日本国内の輿論の動向であった<sup>117</sup>。高木は1960年の論説「理性の回復の要請」において、当時の現状認識として、日本でデモクラシー、議会主義を擁護するには自民党、とりわけ岸首相、そして社会党も反省する

必要があり、「多数の横暴と少数の暴力の連鎖反応」が起こっているとして、これらを監視する国民にも反省の必要があると懸念を示す。続けて、二大政党の両極化のみならず「わが国民の間に日ごろ認められる思想的両極化の傾向」を憂慮する。したがって、学生を含む「学界に身を置く者は、激情を克服して理性の声に耳を傾ける不断の努力がなければなるまい」と述べる。さらに、安保改定が強行採決されたことを批判し、こういった難局の打開は「退いて国に尽くす真勇を示す岸首相の所信表明に、待つ他ないと感ぜしめる」と岸の退陣を要求する。そして、「いまや国民は理性を回復して、新たなる覚醒を経験し、今の苦難を通過して、かえって堅実な民主主義の基礎の建設に進むべきではないか。そして学者と知識人は、先に立ってこの基本的な国民運動の方向を示す役目を勤むべきではないか。」「そのような中道を歩む、良識ある自主的な国民大衆の存在が、制度と思想における両極化の傾向を、最後にはぬぐいさるであろう」と、60年安保問題に関して思想が両極化することに危機感を覚え、国民が理性を回復し、知識人がその先頭に立って国民の行くべき進路を示すべきであると訴える<sup>118</sup>。ここには混沌とした時勢における高木含め知識人としての使命が語られているだけでなく、先述のような輿論の過激化を憂慮する視点がはっきりと表れている。特に「良識ある自主的な国民大衆の存在」は戦前にIPRで高木が目指した「健全」で「啓蒙」的な輿論への期待とそのまま対応する。また、それを導くべき知識人という構図も一致する。さらに付言すれば「健全」な輿論が歩むべき中道を「特定の過激な思想に影響されない」という風に解すると、蠟山政道と松本重治が戦前の自らを回顧した際の自己評価とも大変近似している。この自己評価とは、1969年に日米両国の歴史家を集めて行われた河口湖会議の共同討議におけるものである。蠟山は満洲事変当時の自身を振り返って曰く、

本来私自身は、ナショナリストであり、素朴な日本人であり、日本を立派な近代国家にしたい、ということが私の中心的関心事であり、ひとつの主義主張やイデオロギーにはあ

まりとらわれていなかった<sup>119</sup>。

またそれに続いて松本曰く、

蠟山氏と同様、私の基本的姿勢もオールド・リベラリストの立場であり、いわば愛国の士であると自認しつつ、同時にまた国際協調主義者であり、特定の主義・イデオロギーにはこだわらない、という立場である<sup>120</sup>。

すなわち、戦前にIPRで大きな役割を果たした二人が当時の自らを特定の主義やイデオロギーに囚われなかったと自認していたのである。IPRで重視されていた精神が「科学的」で特定のイデオロギーに囚われないというものだとすれば、高木が安保問題をめぐって大衆の「良識」に「中道」を期待したことも、その延長線上で考えられるのではないか。この期待が、輿論の過激化や両極化が広まった当時の状況の下では現状への強い憂慮として表明されたのであろう。また、不敬罪復活運動や破壊活動防止法に伴う言論抑圧の危険を憂慮して言論の自由を訴える際にも、このような思想の極端化への危機感が念頭に置かれている<sup>121</sup>。

ただし先述のように、極端に走る大衆を不安視しながらも、高木にとって言論の自由は守られなければならなかった。そこで、言論の自由と、輿論の極端化という大衆への不安を調和させるために戦前と同じく公共性という概念に着目すれば、それを涵養する「教育」の必要性に再び論理が展開するのも不自然ではないだろう。実際に、先述のように高木は1956年に、「公共社会理念」を唱えるリップマンに肯定的な言及を行っている。また、同時代的にも戦後日本において大衆の理性を不安視するのは岡義武も同様であったが、岡がそこで持ち出したのは「民主主義のモラル」であった<sup>122</sup>。そして、高木と似た論理で教育の必要性を訴える知識人には蠟山政道もいた。蠟山は1948年の論説「中道政治の探求とその方途」において「中道政治のストラテジーは、こうした思想上の偏執や軽信（「一方的に何かを信じこむこと」）に陥らぬよう一般大衆の判断力を高めるために、不断に教育を行うことである」と述べてい

る<sup>123</sup>。大衆の判断力への不安、そしてそれに対応するための教育への着目、さらには人びとの政治意識の増進の例としてニューディール政策に注目する構図は高木と蠟山において共通していると言えるのではなからうか。

さて、高木は1949年にアメリカコロラド州エステス・パークへ向かい「国際理解における大学教育の責務に関する大会」(Conference on the Role of Colleges and Universities in International Understanding)に参加し、会議後2カ月間アメリカ各地の大学図書館を見聞した。そして、この経験をもとにして、デモクラシーと世界平和の理想の背後に存在する知性や徳性の啓発を学生に供することが(大学)図書館の使命であると考え、新しい教育制度下における図書館の役割の重要性を述べている<sup>124</sup>。また、1946年9月には論文「英米の教育の強み」を著し、そこで教育と結びつけられたのは、強健な個人人格の涵養、個人の霊の尊厳及び覚醒であった<sup>125</sup>。この個人の霊の覚醒については戦後になって特に多く言及されるようになり、高木の戦後デモクラシーに関する論説は彼のキリスト教信仰と結びつき、宗教的色彩を帯びるようになる<sup>126</sup>。

以上のように高木は、デモクラシーをめぐる言説において言論の自由を掲げる一方で思想的混乱を忌避し、そこで公共性と、それを養う教育の必要性に言及した。では、戦後のデモクラシーにとって重要な日本国憲法について高木はどう考え、行動したのであろうか。福田歓一は、君主制を擁護しながらも、同時にその是非を討議することの自由をも擁護した高木を「デモクラットにしてモナーキスト<sup>127</sup>」と評したが、次章では日本国憲法制定時に貴族院議員であった高木の言説を憲法と天皇に焦点をあてながら見ていこう。

## 第四章 モナーキストとしての高木八尺

### 第一節 君民一体としての共同体観念

高木は日本国憲法について、天皇を国家の象徴、国民統合の象徴とするのは歴史的事実に基づいており、国民の思想的裏付けを持つ規定であり、憲法の精神は天皇が国家の存続に中正かつ安定した

勢力であるべきことを示しつつ、その地位を政治の外にあらしめ、平和文化国家の進展の力として位置づけたものだとする<sup>128</sup>。この言が、歴史的事実として天皇を象徴として位置づけ、そして文化国家建設の基礎として位置づける高木の姿勢を端的に表したものになるが、以下、日本国憲法制定の際の彼の議論を追ってみたい。

1946年4月に公表された政府の「憲法改正草案」について、高木は私見を披瀝する。曰く、天皇制の本質とは、

わが国において万世一系の天皇が徳をもって君臨し、世々国民の輔翼により統治し給う制度、やや詳言すれば、天皇は自ら政治し給わず、これを時代ごとの担当者に委ね、むしろ精神的道徳的指導力として存続し統御し給うわが政治の制度である。それは君民同治の語をもって、もっとも簡約して表現しうるのであり、過去二千年にも及ぶわが国民の歴史的発達の成果とも称すべき、わが国体の特色ある中心的現実である。その国柄はこれをまた「君民一体」という文字に盛ることも出来よう<sup>129</sup>。

このように高木は天皇について、直接に政治をするのではなく君民一体という形における国民の精神的指導者として捉え、そのように続いてきたという歴史を強調する。また、天皇のあり方についても「現御神の思想を否定する詔勅の中に、国民の個々の霊の覚醒と人格の尊厳に対する深い叡慮が感ぜられるのである」と人間宣言を高く評価して、個人人格との観念の両立が図られている<sup>130</sup>。

そして、君民一体を唱えた高木は、欧米の国家観念を君主対人民の二元的構造と捉えて、それをそのまま日本に適用することに疑義を呈する<sup>131</sup>。その根拠を、「君民同治の国民的感情」という「国史の伝統」に求め<sup>132</sup>、デモクラシーの確立の目的のためならば、憲法の条項に主権在民を規定する必要はなく、その目的達成は天皇制のもとでも完全に可能だと述べる<sup>133</sup>。では、高木の重視する個人人格の観念とデモクラシーの関係は殊、戦後日本においてはどうか解釈されるべきであろう

か。この問題は日本国憲法における「主権」の在り処をめぐる顕在化する。すなわち、高木は、デモクラシーそのものは理念においては個人尊重の思想が核心をなすが、個人の権利と自由の強調を終始する段階から進み、全体としての社会、集合体としての国民の観念に重心の推移する動向にあると述べる。さらに、このことはとりわけここ最近半世紀、アメリカに認められるという。したがって「主権在民の声明の固定化せる形式の撰取は、必ずしも憲法改正の必要要件とは考えられない」。世界の進展に注目すれば、「人類の共存と文明の維持のために国家主権の観念の修正の要請が、緊切なる課題として、諸国民の前に提出されつつある実情である」と述べる<sup>134</sup>。そして、イギリスの「議会における国王」(King in Parliament)を参考に、「主権は天皇をも含む国民共同体に存す」として、「二元的意義を払拭し、天皇と人民と融合統一せる国民又は国の理念を、「国民の中にある天皇」なる理論に表わし得ないであろうか」と考えた上で、「主権はかかる意義の日本国民共同体に在りとする理論が至当と思われる」と結論付ける<sup>135</sup>。こうして、憲法における主権論とは別の観点ではあるがと前置きしながらも、「憲法中に「主権」の文字、または主権の「所在」の問題は、むしろ規定せざるを可とする」と主張する。さらに、このような国家主権の観念の修正の要請が、つまり先述のような「個より全体へ、自由より秩序へ、放任より組織へ」というデモクラシーの推移が、「人類の共存と文明の維持」と関わっており、その背後に原子力力の威力というものが存在すると高木は述べ<sup>136</sup>、時勢への危機感をのぞかせる。

この一連の立論を見て分かるのは高木が天皇を含む集合体としての国民観念を強調していることである。そして、この風潮はアメリカで「ここ半世紀」認められるということから、高木がアメリカの革新主義やニューディール政策を念頭に置きながら発言をしていることは明らかである。

## 第二節 高木の考える日本国憲法案

ここから実際に、憲法改正草案に対して高木が考えた修正点についてももう少し詳しく触れてみた

い。

まず前文について高木は簡潔にすることを主張する。そしてそこでは「君民一体」という語を明記する<sup>137</sup>。さらに第1章に総則を置き、「日本国の性格、天皇の地位、戦争の抛棄に関する次の三箇条を含ましむる<sup>138</sup>」として、「イ、日本国が天皇を元首また国民統合の象徴とする民主的平和国家である規定<sup>139</sup>」、「ロ、戦争の抛棄および軍備撤廃に関する積極的率先的態度の宣明<sup>140</sup>」、「ハ、日本国の人権の暢達、社会的正義および康安等、文化国家としての目的に関する規定<sup>141</sup>」を挙げる。また、改正草案の第7条、つまり天皇の国事行為については、草案第7条第1項「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること<sup>142</sup>」に天皇の「裁可を要する」とし、第5項「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること」や第8項「批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること」に関して「認証」を「裁可」に改めている<sup>143</sup>。ここで、「認証」と「裁可」の違いについては、北浦圭太郎衆議院議員の質疑に対する金森徳次郎國務大臣の答弁が参考になる。すなわち、「裁可」は「実質上の方針に付て御決断を与へらるゝこと」であり「創設行為」と述べる。一方「認証」は「或る事実の存在を公に確認すると云ふことでありまして、創設的なる意味を持たずして、事実の存在を判断する行為であらう」と言う<sup>144</sup>。このように「裁可」は「認証」のような事実の存在の確認以上の意味合いを持っており、高木は天皇の国家元首としての性質を強調しているのである。

ところで、高木は日本国憲法制定において、近衛文麿の明治憲法改正の動きにも協力している。そこでは、アメリカ國務省の職員と話をしてその意図を探り、松本重治や牛場友彦とも協力しながら、近衛や佐々木惣一、美濃部達吉らと相談をしていた<sup>145</sup>。高木は、近衛を中心とするこの運動に大変強い思いを抱いており、もしアメリカが天皇制廃止に強硬であれば少なくとも主観的には自らの行動に強い道義的責任感を覚え、死のような苦境に自分はいたであらう。その上、自らのアメリカ研究の人生そのものが間違いであったと否定



されていたろうと振り返る。そして、近衛の自殺を受けて、天皇の地位は新憲法の下でも本質的な変化を経験しないという近衛の誠実な希望を実現しようと艱難辛苦の道を努力して進もうと決意したという<sup>146</sup>。ここからは、上記のように日本国憲法制定において、天皇の地位に強い思いを抱いていた高木の貴族院議員としての質疑を振り返る。

### 第三節 貴族院での高木

まず、1946年9月26日貴族院帝国憲法改正特別委員会で高木は、「本来日本の憲法として望ましいことは国民的の信念、確信と云ふものから自ら湧き出た其の結晶としての憲法と云ふ形が十分に認められることであると云ふ風に考へ」ていると述べ<sup>147</sup>、国民の自主的な確信の結晶としての憲法を重視していることが分かる。

次に、1946年10月1日の貴族院第三回帝国憲法改正案特別委員小委員会では、極東委員会の意向であり、GHQのホイットニー民政局長を通して吉田首相に伝えられたという、文民条項の規定の挿入に関する審議で高木は強い不快感を表明する。

此の問題を扱ふに付ては、最後の段階に至って突如として斯る修正が憲法に何故入ったかは、一般の公然の秘密として問題にならないものと思ふ。すると貴族院が外部の要求に依って修正したことになる、之が自由に審議された憲法であると云ふ事実を傷つけることになる。そこで斯る不必要な規定挿入の要求を貴族院としては拒んで宜いではないか<sup>148</sup>。

これに対して宮沢俊義は、高木の意見はもっともではあるが、憲法全体が自発的にできているのではなく、外からの圧力に無理に抗して重大なことを失うといくら頑張ろうとも得るところは少なく、多少なりとも自主性をもってやったという自己欺瞞に過ぎなくなるのではないかと指摘する。高木は、「それならば議会で審議せぬ方が寧ろ宜かった。審議をする以上は自由な立場に於て審議

する建前をとりたい」とあくまでも外からの圧力によらない自由な審議を重視していた<sup>149</sup>。

また、1946年10月2日の貴族院第四回帝国憲法改正案特別委員小委員会では、高木はケーティス民政局長らGHQの人びとに「自由討議せよと云ひながら色々注文をつけることは矛盾ではないか」と詰寄って見た」と話す<sup>150</sup>。同日午後の貴族院帝国憲法改正特別委員小委員会では文民条項に関して、先述の発言の主張、つまり占領軍からの圧力に抗するという考えで、「決を御採りになります時には、私は不賛成と云ふ考えを持つて居ります」と述べる<sup>151</sup>。

そして、1946年10月6日の貴族院本会議では山田三良、高柳賢三が発議者となった修正案に対して高木は賛成者として名を連ねている。この修正案の趣旨は、「国際法上日本の元首は天皇」であり、「国際慣例に従ひますならば、大使の派遣、或は接受と云ふもの、又は条約の批准、是等は元首たる天皇がなされると云ふことが国際法の常道であり」、すなわち「国際間の一般慣習に合致し、余り無理をせず、又国際間の礼儀作法に反する虞のないやうにする」ものである。一方で第3条の「天皇の国務に関するすべての行為には内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」とする<sup>152</sup>。このように、一定の歯止めをかけながらも、天皇を国家元首として強調する姿勢は先述の「裁可」と「認証」の問題と共通している。結局修正案は否決されたものの、後年の回想でも高木は、天皇が「アテスト」(attest)することはおかしいものであり、書記が認証するのであって、そもそも「認証」という言葉自体後から作った言葉だとして、「自分達の憲法にあくまでしたい」と述べていた<sup>153</sup>。

結局高木は「両院が可決しました改正案に直ちに賛意を表することができないということを感じましたので、安倍能成(憲法改正委員会)委員長にその旨を述べて、本会議の採決にさいしては起立をしなかった」という<sup>154</sup>。

このような貴族院での言動をふまえると高木は、伝統を顧みながら、天皇を国民の精神的道徳的指導者と考え、君民一体となった日本の姿を理想とした。そのため、欧米の歴史に見られるという統

治者と被治者の二元的構造に違和感を示し、同時に、一人ひとりの個人としての国民を強調した主権在民の概念が日本国憲法に取り入れられることに拒否感を示す。特にその拒否感は、1946年8月に高木が岩永健吉郎に語ったという「論理では宮沢（俊義）君にかなわないけれども、君民共同ではいけないのかな」という言<sup>155</sup>に表れる通り、感情のレベルでも強かったものと考えられる。

すなわち高木は、アメリカの革新主義やニューディール政策を念頭に置きながら、デモクラシーが個人から集団へ、放任から組織へと変化していると捉え、先述のように主権在民に対しては君民一体の国民共同体の観念にそぐわないとして否定的な態度を取った。そして高木は、主権は天皇を含んだ国民共同体にあるとした。こうした考えをもった高木は日本国憲法制定において、天皇を国家元首と明記することを唱え、また、天皇の国事行為につき内閣の助言と承認を要しながらも外交に関連することは、国際儀礼上「認証」を「裁可」と改めて、その行為に政治的意味が付与されることが望ましいと考えていた。さらには、日本国憲法制定における外からの圧力を嫌い、自主性を尊重していた。このことは、GHQ 民政局のホイットニーとケーディスについて「2人ながらまあ仇同士のような感じでしたね」と振り返った高木の回想にも表れる<sup>156</sup>。ただし高木は、占領下の労働関連法の整備や農地改革などの民主化政策をデモクラシーの健全な発展に資するとして支持し、同時に労働者の示威的な行為に関しては否定的で、むしろ占領軍による警告と改革を評価する<sup>157</sup>。逆に、国のあり方に関わることには自主性を極めて重視しており、ナショナリストとしての側面を垣間見ることができ<sup>158</sup>。

## おわりに

高木のアメリカ観の原点は、個人人格の重視というデモクラシーの伝統に着目したものであった。一方で戦前の高木に特徴的であったのは、アメリカ革新主義及びその延長として彼がみなしたニューディール政策への前向きな評価である。すなわち高木は、革新主義を公益のためのものとして高

く評価し、彼にとっては大衆と結びついた強力な指導力によって無制限な自由が抑制され公益を志向することこそデモクラシーのあるべき姿であった。ただし、高木は個人の自由を否定するわけではなく、レッセフェールの個人主義を抑制して公益に重きをおくことこそ真の自由であるというように、個人の自由と公益や共同体という概念は両立するものとして捉えられていた<sup>159</sup>。そして無制限な個人主義を排し、共同体や公益を志向するという姿勢は、19世紀末から20世紀初頭に活躍したアメリカの革新主義者やヨーロッパの社会民主主義者にも見られるもので、高木も彼らと同様に公共性を重視し、それを涵養する教育の効果に注目していた。そして、高木にとって教育とは国内政治における共同体重視に資する目的だけでなく、感情の激動に流されうる国内外の人びとに日本の立場について「正確な知識」を伝え、「啓蒙」する際のキーワードでもあった。

さらに、公益重視の政治観は、経済的不平等に着目してそれを是正していくという点で「国際的ニュー・ディール」として国際関係の次元にも読み替えられていた。そしてそれは、現状変更のための太平洋地域における平和機構創設の主張へとつながっていき、現状変更を肯定的に捉える点で日本政府の外交政策と背馳するものではなかった。また、高木のニューディール政策への評価は、IPRのアメリカンカウンシルのメンバーも同政策に共感していたことと考えあわせると<sup>160</sup>、当時の「ニューリベラリズム」に共鳴するという欧米世界の知識人の思想的磁場に近しいともいえよう。

そして、敗戦を迎えると、戦前にはともすれば隠れがちであった個人人格の尊重に着目したデモクラシー観が前面に押し出されることになった。すなわち、文化国家としての日本の再建には個人人格を重視したデモクラシーが必要だという論理である。そして、個人人格の重視を実現するために、日本はそれと表裏一体であるキリスト教を吸収すべきであるとして、戦後のデモクラシーの主張はキリスト教と強く結び付けられる。また、高木は戦後日本において個人人格の観念が尊重されるようになるために言論の自由を強く唱えるものの、そこで大衆の意見が過激化や二極化すること

を強く懸念していた。これは、人びとが感情に流されやすいことを憂慮していた戦前の高木にも見られた大衆観であった。このような大衆観から生まれるのはIPRでも見られたような、教育の必要性の主張であった。高木にとって教育は公共性や共同体観念を涵養することで上記の懸念を克服するもので、この認識を支えたのがアメリカのデモクラシーであった。すなわち、高木の根底には（アメリカの）デモクラシーが「個」から「全体」へ、「自由」から「秩序」へ動いているという戦前と同様の観察が存在していた。

さて、秩序を志向しながら、個人人格の観念を重視したデモクラシーを戦後日本に根付かせることを目指し、そのために人びとの宗教的要素の摂取や教育の必要性を高唱する高木であったが、戦後日本の政治状況においてはナショナリストとしての側面も日本国憲法制定の際により色濃く表出した。特に、天皇を国家元首として強調し、主権在民の規定を否定的に捉えて主権は君民一体の共同体にあると主張するなど、天皇に関して強いこだわりを見せた。

つまるところ、高木はそのアメリカ研究においてデモクラシーへの関心が根底に存在し、アメリカの革新主義やニューディール政策はデモクラシーを損なうのではなくむしろあるべき姿として観察されていた。それは、共同体の公益を優先し、無制限な個人主義を否定するものであった。また、高木にとって大衆としての個人は感情に流されやすい存在であった。そこで着目したのが公共性と、それを涵養する教育の必要性である。このような論理は高木にとって戦前から戦後を問わず一貫したものであった。戦後の高木は個人人格の観念に基づいたデモクラシーが日本にも必要であると高唱することになるが、その主張の中にも個人主義の極端な発露による輿論の過激化への忌避感と公共性への志向が根強く存在していた。そして、日

本においてはデモクラシーのあるべき姿である共同体としての「秩序」を担うものこそ、天皇を国家元首とした君民一体の国家像及び教育であった。このような高木の目には「革命的指導者と血迷う群衆」によって行われたフランス革命<sup>161</sup>や、占領下の日本における労働者の「示威的な行為」は否定的に映るのであり、抵抗の契機は捨棄されがちであった。

このように本稿では高木の思想には一貫してデモクラシーへの関心が存在していることを明らかにした。高木は、研究者としてアメリカのデモクラシーを見つめながらも日本の政治を考えていた。その上で高木のデモクラシーへの関心が国内政治や国際関係を論じる中でどのように表出していたかをアメリカ観、個人観・大衆観、共同体観を手がかりに素描した。

〔付記〕本校脱稿後、「高木八尺 その学問と社会活動——CPAS 高木八尺デジタルアーカイブ公開に寄せて——」の特集が組まれた『アメリカ太平洋研究』Vol. 22（東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センター〔CPAS〕、2022年）が刊行された。これは、2021年11月6日のCPASシンポジウム「高木八尺 その学問と社会活動——CPAS 高木八尺デジタルアーカイブ公開に寄せて——」を受けたものである。いずれも出色の論考が揃う中、特に、橋川健竜「高木の著作との関連において」は高木のアメリカ観に着目している点で本稿と関心が類似している。このように、高木八尺研究はリアルタイムで進んでおり、本稿では扱い切れなかった宗教面をはじめ、高木の様々な側面に関する研究が今後さらに発展していくことを願っている。本稿もその一助とは言い過ぎであるが何かしら貢献するところがあれば望外の喜びである。

1 『高木八尺先生に聞く』（Ⅱ）（東京大学アメリカ研究資料センター、1977年）17頁。

2 日本語で書かれたものとしては、例えば、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究——戦間期日本IPRの活動を中心として——』（慶應義塾大学出版会、2003年）、山岡道男『太平洋問題調査会（1925-1961）とその時代』（春風社、2010年）。

3 緒方貞子「国際主義団体の役割」（細谷千博・斎藤眞・今井清一・蠟山道雄編『日米関係史3 開戦に至る十

年：議会・政党と民間団体』東京大学出版会、1971年）、中見眞理「太平洋問題調査会と日本の知識人」（『思想』第728号、1985年）。

<sup>4</sup> Seiko Mimaki, “Non-Governmental Organizations and Origins of Asia-Pacific Regionalism: The Institute of Pacific Relations (IPR: 1925-1961),” *Journal of Asia-Pacific Studies*, No. 35, 2019.

<sup>5</sup> Tomoko Akami, *Internationalizing the Pacific: The United States, Japan, and the Institute of Pacific Relations in War and Peace, 1919-1945* (New York: Routledge, 2001).

<sup>6</sup> 例えば、有賀貞「高木八尺におけるアメリカと日本」（『キリスト教と諸学：論集』第19巻、2003年）、岡村忠夫「高木八尺におけるアメリカと日本」（『アメリカ研究』第13号、1979年）、斎藤眞「アメリカ研究」（アメリカ学会高木八尺先生記念図書編集委員会編『アメリカ精神を求めて 高木八尺の生涯』東京大学出版会、1985年〔斎藤眞「高木八尺先生のアメリカ研究」斎藤眞編『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、1959年所収のもの改稿版）。

<sup>7</sup> 主だったものを挙げれば、高木八尺『高木八尺著作集』全五巻（東京大学出版会、1970-1971年）の各巻に付属する月報に寄せられた小文、『高木八尺先生米寿記念会記録』（東京大学アメリカ研究資料センター、1977年）、「座談会 高木八尺先生の足跡」（『東京大学アメリカ研究資料センター年報』第7号、1985年。なお、座談会自体は1984年9月29日に国際文化会館で行われたもの）、松本重治「知的交流」（アメリカ学会高木八尺先生記念図書編集委員会編前掲『アメリカ精神を求めて 高木八尺の生涯』〔松本重治「高木八尺先生の学外活動」斎藤眞編前掲『現代アメリカの内政と外交』所収のもの改稿版））、アメリカ学会高木八尺先生記念図書編集委員会編『高木八尺先生を悼む』（東京大学出版会、1985年）、丸山眞男「高木八尺先生のこと」（初出は、『UP』1985年9月号、東京大学出版会。丸山眞男『丸山眞男集』第十二巻、岩波書店、1996年所収）。なお、前掲座談会では高木のアメリカ研究、IPRでの活動、戦時中の活動、日本国憲法制定への関わり、日米文化交流、英語教育と国際文化会館、日本観、キリスト教といった幅広いテーマについて論じられている。

<sup>8</sup> 例えば、有賀前掲「高木八尺におけるアメリカと日本」、岡村前掲「高木八尺におけるアメリカと日本」、斎藤前掲「アメリカ研究」。また、東畑精一「高木八尺先生とターナー教授」（高木『高木八尺著作集』第一巻月報一、東京大学出版会、1970年）、蠟山政道「高木教授の業績——米国史研究における特色」（高木『高木八尺著作集』第二巻月報二、東京大学出版会、1970年）。以降、『高木八尺著作集』については『著作集』の語と巻数のみを表記する。また、引用時に著作集に所収されている旨明記したものについては、著作集所載の頁数を記載する。

<sup>9</sup> 例えば、緒方前掲「国際主義団体の役割」、中見前掲「太平洋問題調査会と日本の知識人」、Akami, *op. cit.*

<sup>10</sup> 例えば、斎藤眞「知的誠実の生涯」（アメリカ学会高木八尺先生記念図書編集委員会編前掲『高木八尺先生を悼む』）、鶴見俊輔「明治の英語」（『著作集』第一巻月報一）、松本前掲「知的交流」、丸山前掲「高木八尺先生のこと」、Marius B. Jansen, “Introduction”（『著作集』第五巻）。高木に「リベラリスト」や一貫した「非転向者」といった像を見出そうとするのは上記論考など主に回想といった小文が中心である。なお、ジャンセンの論考は高木の地域研究の開拓者としての側面にも焦点を当てている。また、高木の言動におけるリベラリスト的要素を取り上げた最近の研究として例えば、中嶋啓雄「モンロー・ドクトリン、アジア・モンロー主義と日米の国際秩序観——戦前・戦中期における日本のモンロー・ドクトリン論を手掛かりに——」（『アメリカ研究』第49号、2015年）、加藤陽子「南原繁の終戦工作とその射程」（『思想』第1160号、2020年）。

<sup>11</sup> 岡村前掲「高木八尺におけるアメリカと日本」では、高木の革新主義への肯定的評価が「アメリカ体制の思想であることは否定しがたい」（128頁）、「現実の体制と思想が安易に重ね合わされる」（133頁）と評されている。これらは非常に重要な指摘である。ただし本文に述べるように、このような高木の姿勢と彼のアメリカ観との連関、そしてこのような「アメリカ体制の思想」と日本との関係を彼がどう考えていたかまでは考察されているとはいえない。また、有賀前掲「高木八尺におけるアメリカと日本」では、戦前戦中の日本の対アジア政策について高木が「つねに既成事実の大半を容認しながら自重を求めるという立場をとり、そうなることを望みつつ、事態の進展に流されていったという印象は拭きません」（132頁）と述べている。有賀の指摘は日本外交に対する高木の距離感の近さについてであり、日本外交と高木について詳しくは後註に記す通り別稿でさらに詳しく論じたい。

<sup>12</sup> 高木の戦後の発言に多少なりとも言及したものとして例えば、有賀前掲、岡村前掲、Jansen, *op. cit.* ただしこれらは戦前の文脈を踏まえた上での考察が十分とは言えず、特に高木の終生の関心であったデモクラシーについてはあまり触れられていない。

<sup>13</sup> 本稿では引用部以外はカギ括弧無しでデモクラシーと表記する。

<sup>14</sup> 斎藤眞「日本におけるアメリカ像とアメリカ研究〔戦前日本〕」（斎藤眞、シグムント・スカード編『世界におけるアメリカ像——研究と展望』南雲堂、1972年）29頁。

<sup>15</sup> 高木「米国史概観——米国政治史研究の一試案——」（『国家学会雑誌』第38巻第6号、1924年）21頁。

- <sup>16</sup> 斎藤前掲「日本におけるアメリカ像とアメリカ研究〔戦前日本〕」25頁、斎藤眞「草創期アメリカ研究の目的意識——新渡戸稲造と「米国研究」——」（細谷千博・斎藤眞編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、1978年）581頁。
- <sup>17</sup> 斎藤眞も、高木がアメリカのデモクラシーを見る二つの視点としてピューリタニズムとフロンティアが存在したと指摘している（斎藤前掲「日本におけるアメリカ像とアメリカ研究〔戦前日本〕」29-30頁）。同様の指摘は、本間長世「F・J・ターナーのフロンティア説」（『学燈』第99巻10号、2002年）25頁などにも見られる。
- <sup>18</sup> 高木『米国政治史序説』（有斐閣、1931年刊行。『著作集』第一巻所収）10-11頁。ただし、著作集所収のものは1946年版が元になっている。
- <sup>19</sup> 高木「米国政治史に於ける土地の意義」（初出は、吉野作造編『小野塚教授在職二十五年記念 政治学研究』第二巻、岩波書店、1927年。『著作集』第一巻所収）484頁。
- <sup>20</sup> 同上455-456頁。
- <sup>21</sup> 同上487-491頁。
- <sup>22</sup> 高木前掲『米国政治史序説』49頁。また、アメリカにおけるピューリタンの伝統を重視する姿勢は新渡戸稲造にも見られる（新渡戸稲造「大戦後に来るべき社会変化の二大傾向」〔初出は、『実業之日本』1917年10月10日号。新渡戸稲造『新渡戸稲造全集』第四巻、教文館、1969年所収〕491頁）。
- <sup>23</sup> 高木前掲『米国政治史序説』50頁。ただし、岡村忠夫によれば高木にとってのピューリタニズムは厳密な意味でのピューリタニズムではなく、「個人、人格の観念と、それに寛容とヒューマニズムが結びついた」〔広い意味でのピューリタニズム〕であった（前掲「座談会 高木八尺先生の足跡」34頁）。例えば、高木からすれば革新主義もプラグマティズムも本質的にはピューリタニズムに遡ることができる要素を含むという（高木『アメリカ』明善書房、1948年、7頁）。
- <sup>24</sup> 高木前掲『米国政治史序説』95頁。
- <sup>25</sup> 高木前掲「米国史概観——米国政治史研究の一試案——」42頁。
- <sup>26</sup> 高木「太平洋及極東方面に於ける米国発展の段階」（初出は、『国際法外交雑誌』第25巻第2・3号、1926年。『著作集』第三巻所収）221頁。
- <sup>27</sup> 新渡戸稲造「デモクラシーの根柢的意義」（初出は、『実業之日本』1919年1月1日号。新渡戸前掲『新渡戸稲造全集』第四巻所収）504頁。
- <sup>28</sup> それは、酒井哲哉が指摘する、吉野作造に見られるようなウィルソン主義の知的前提をなす個人の完成能力を核とする自由主義的国際政治観と切り離せないものであろう。そして、酒井によればこのような大正期の言説の復権として敗戦直後の道義・文化国家論が捉えられる（酒井哲哉「戦後思想と国際政治論の交錯——講和論争期を中心に——」『国際政治』第117号、1998年、122-123頁）。高木はデモクラシーを個人の人格に着目して見ており、また敗戦後に文化国家論を唱えていた（高木が文化国家について言及したのものとしては例えば、高木「民主主義の原理について」〔1962年1月8日宮中講書始の儀における進講。『著作集』第四巻所収〕40頁）。
- <sup>29</sup> 高木前掲「米国政治史に於ける土地の意義」513頁。
- <sup>30</sup> Akami, *op. cit.*, p.9.
- <sup>31</sup> James T. Kloppenberg, *Uncertain Victory: Social Democracy and Progressivism in European and American Thought, 1870-1920* (New York: Oxford University Press, 1986; paperback edition, New York and Oxford: Oxford University Press, 1988). また、クロッペンバーグの他に19世紀末から20世紀前半にかけてのアメリカとヨーロッパの大西洋横断的な思想的、政策的な共鳴関係について研究した代表的なものは以下の通りである。Daniel Rodgers, *Atlantic Crossings: Social Politics in a Progressive Age* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998); Marc Stears, *Progressives, Pluralists, and the Problems of the State: Ideologies of Reform in the United States and Britain, 1909-1926* (Oxford: Oxford University Press, 2002); Robert Adcock, *Liberalism and the Emergence of American Political Science: A Transatlantic Tale* (New York: Oxford University Press, 2014). ロジャーズの著作は大西洋横断的な思想の交錯について、クロッペンバーグに並ぶ先駆的な研究であり、主に社会政策に焦点を当ててアメリカとヨーロッパの関係を考察している。また、ステアーズの著作は主にアメリカの革新主義者とイギリスの多元主義者の思想の相互関係を考察する。そしてアドコックはアメリカにおける政治科学の成り立ちについてヨーロッパの思想、学問の影響を論じている。
- <sup>32</sup> 高木「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」（初出は、蠟山政道編『政治及政治史研究：吉野作造先生追悼記念』岩波書店、1935年。『著作集』第二巻所収）324頁。ここで高木は文学史家パリンソン(Vernon L. Parrington)に依拠して環大西洋的な思想の相互関係に言及する。パリンソンについては、Vernon L. Parrington, "A Chapter in American Liberalism," in Parrington, *The Beginnings of Critical Realism in America*

1860-1920 (New York and Burlingame: Harcourt, Brace & World, Inc., 1930; reed., 1958), p. 412.

<sup>33</sup> 高木前掲「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」336頁。

<sup>34</sup> 斎藤前掲「アメリカ研究」129頁。高木において革新主義は金権政治と対置され、「民主政治の理想の実現を企て」たものとされる（高木前掲『アメリカ』142頁）。

<sup>35</sup> 高木「米国の政治及び歴史の研究」（初出は、東京帝国大学編『東京帝国大学学術大観』東京帝国大学、1942年。『著作集』第三卷所収）445頁。

<sup>36</sup> 筆者の管見の限りでは、高木「米国復興計画の概観」（初出は、『国家学会雑誌』第48巻第6号、1934年。『著作集』第二卷所収）、高木前掲「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」、高木「米国政治史に於ける革新主義の起原と発達」（初出は、『国家学会雑誌』第49巻第3号、1935年。『著作集』第二卷所収）、高木「N・R・A 違憲問題の史的考察」（初出は、刑部荘編『公法政治論集：野村教授還暦祝賀』有斐閣、1938年。『著作集』第二卷所収）、高木「執行権の強化」（初出は、『国家学会雑誌』第54巻第9号、1940年。『著作集』第二卷所収）。

<sup>37</sup> 高木前掲「米国の政治及び歴史の研究」445頁。

<sup>38</sup> 高木前掲「米国政治史に於ける革新主義の起原と発達」284頁。

<sup>39</sup> 高木前掲「米国復興計画の概観」359頁。

<sup>40</sup> 高木前掲「米国政治史に於ける革新主義の起原と発達」332-333頁。コウカーについては、Francis W. Coker, *Recent Political Thought* (New York and London: D. Appleton-Century Company, Inc., 1934), pp. 545-547. そして、ここでいう経験主義とは、経済的危機においては単一または単純な万能薬は存在せず、突然かつ徹底的な経済秩序の再建ではなく折衷的で漸次的な方法を用いるべきであり、どのような場合も教訓と経験によって解決されるべきだという意味である (*Ibid.*, p. 547)。

<sup>41</sup> Walter Lippmann, *The Method of Freedom* (New York: Macmillan, 1934), p. 46.

<sup>42</sup> 例えば、高木前掲「米国政治史に於ける革新主義の起原と発達」272、284-285頁、高木前掲「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」335頁。

<sup>43</sup> ビアードは鶴見祐輔、前田多門や松本重治、蠟山政道ら、高木に近い知識人たちとも交流があった。戦後まで射程に入れた、高木とビアード夫妻の関係については、Hiroo Nakajima, "Beyond War: The Relationship between Takagi Yasaka and Charles and Mary Beard," *The Japanese Journal of American Studies*, No. 24, 2013を参照のこと。

集合主義との関連で高木が参照したのは、ビアードについては、Charles A. Beard, "Written History as an Act of Faith," *The American Historical Review*, vol. 39, No. 2, Jan., 1934, p. 228. リップマンについては、Lippmann, *op. cit.*, pp. 60-69. メリアムについては、Charles E. Merriam, *American Political Ideas: Studies in the Development of American Political Thought 1865-1917* (New York: Macmillan, 1920), p. 340. このように、高木は革新主義及びニューディール政策を同一の系譜上に捉えて「集合主義的民主政」への躍進だと肯定的に捉えていた。この高木のアメリカ理解及び、後述するような、ニューディール政策を進める上での執行権力の強大化への評価が当時のアメリカの革新主義者によるアメリカ理解のグラデーションの中でどこに位置していたかをより深く考察することは本稿筆者の今後の課題である。実際にリップマンは政府による管理についても、軍隊の統制 (regimentation) を通じた計画には否定的であり、中央銀行による金融政策をはじめとした補整的な (compensatory) 手法を評価するなど、ニューディール政策への評価をめぐっても各論者及び高木との間に微妙に違いがある (Lippmann, *op. cit.*, pp. 68-70)。

<sup>44</sup> 岩永健吉郎「解説」（『著作集』第二卷）527、536頁。

<sup>45</sup> 『高木八尺先生に聞く』（I）（東京大学アメリカ研究資料センター、1977年）59頁。高木の「革新主義への期待」におけるメリアムの影響に言及したものとして、岩永前掲「解説」528頁。

<sup>46</sup> 前掲『高木八尺先生に聞く』（I）31-32、37-38頁。

<sup>47</sup> 王継洲「蠟山政道の政治外交論——都市と農村との調和から東亜協同体へ——」早稲田大学博士学位論文、2021年3月、16頁。

<sup>48</sup> 高木前掲「執行権の強化」409頁。

<sup>49</sup> 立憲独裁については、坂野潤治「政党政治の崩壊」（坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、1985年、第二部二章）368-385頁を参照。また、「立憲独裁」論を展開した知識人の一人として蠟山政道がいる（酒井哲哉「東亜協同体論」から「近代化論」へ——蠟山政道における地域・開発・ナショナルイズム論の位相）〔初出は、『年報政治学 1998 日本外交におけるアジア主義』岩波書店、1999年。酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、2007年所収〕136-137頁。より詳しくは、蠟山政道『日本政治動向論』高陽書院、

1933年、495-503頁)。

<sup>50</sup> 高木前掲「執行権の強化」409頁。

<sup>51</sup> 同上405頁。

<sup>52</sup> 同上407頁。

<sup>53</sup> 同上434頁。Charles E. Merriam, *The New Democracy and The New Despotism* (New York and London: Whittlesey House, 1939), pp. 255-256.

<sup>54</sup> *Ibid.*

<sup>55</sup> 蠟山政道が行政学研究的の道に進んだのも当時の東京市政における「デモクラシーの過剰」が一因をなしている(河野有理「「公民政治」の残影——蠟山政道と政治的教養のゆくえ——」日本政治学会編『年報政治学2016-I 政治と教育』木鐸社、2016年、59-60頁)。このように、デモクラシーのコインの裏側としての無制限な自由放任に対する懸念は高木以外の当時の知識人にも見られた。

<sup>56</sup> 高木「米国におけるデモクラシーの起源と発達」(初出は、『世界週報』第26巻27、28号、時事通信社、1945年。高木『民主主義の精神』東京大学出版会、1962年所収)136頁。

<sup>57</sup> Yasaka Takagi and Kisaburo Yokota, "Some Considerations on the Future Reconstruction of Peace Machinery in the Pacific," 1933, pp. 102-106 (1933年のパンフでの太平洋会議に提出。なお、『国際法外交雑誌』第32巻第10号、1933年所収)。高木「太平洋に於ける平和機構の問題」(『国際知識』1935年3月号)20-21頁。なお、戦前の高木の英文著作では、「Takaki」と「Takagi」の表記が混在しているため本稿では後者で統一した。

また、政治的混乱については、高木は「満洲」を念頭に置いていた。すなわち、そこは軍閥の実質的支配の下にあり、盗賊が横行 (bandit-infested) しており、これは反日ナショナリストや中国の慢性的な過ち (chronic wrongdoing) や無能力 (impotence) から生じた困難によるものだと表現する (Yasaka Takagi, "World Peace Machinery and the Asia Monroe Doctrine," *Pacific Affairs*, Vol. 5, No. 11, 1932.『著作集』第五巻所収、15頁)。

<sup>58</sup> 高木「「太平洋問題調査会」の性質と其の活動——第二回太平洋会議の概況——」(初出は、『国家学会雑誌』第41巻第10号、1927年。『著作集』第三巻所収)312頁。

<sup>59</sup> 高木「比律賓コンモンウェルスの成立に際して」(『国家学会雑誌』第50巻第1号、1936年)94頁。

<sup>60</sup> Takagi, "World Peace Machinery and the Asia Monroe Doctrine," pp. 24-25.

<sup>61</sup> Takagi, "America's War Aims," *Contemporary Japan*, No. 12, 1943.『著作集』第五巻所収、120頁。

<sup>62</sup> 高木『米国東洋政策の史的考察』(岩波書店、1942年。『著作集』第三巻所収)177頁。高木はさらに進んで、大西洋憲章と日本の東亞新秩序の理念の近似性に着目するが、高木と戦時期の日本外交については別稿を期したい。

<sup>63</sup> 酒井一臣『帝国日本の外交と民主主義』(吉川弘文館、2018年)3、10頁。

<sup>64</sup> 高木前掲「「太平洋問題調査会」の性質と其の活動——第二回太平洋会議の概況——」304-305頁。

<sup>65</sup> *Institute of Pacific Relations, Honolulu session, June 30-July 14, 1925; history, organization, proceedings, discussions and addresses* (Honolulu, Hawaii: Institute of Pacific Relations, 1925), pp. 26-27.

<sup>66</sup> Mimaki, *op. cit.*, p. 60.

<sup>67</sup> 同様の指摘は *ibid.*, pp. 59-61 や、中見前掲「太平洋問題調査会と日本の知識人」107頁。

<sup>68</sup> 高木「米国新移民法の批判」(初出は、『中央公論』1924年7月号。『著作集』第三巻所収)233頁。

<sup>69</sup> Takagi, "Relations between Japan and the United States," p. 58 (1934年1月22日にシアトルで高木が行った演説。『著作集』第五巻所収)。

<sup>70</sup> Takagi, "Tolerance," p. 71 (1934年1月24日にシアトルで高木が行った演説。『著作集』第五巻所収)。

<sup>71</sup> 高木前掲「N・R・A 違憲問題の史的考察」398頁。

<sup>72</sup> Takagi, "World Peace Machinery and the Asia Monroe Doctrine," p. 28.

<sup>73</sup> *Ibid.*, pp. 19-20.

<sup>74</sup> 精神的な教育を重視すべしとの言及は、Takagi, "America and Goodwill— A Japanese view," in Takagi, *Japanese studies in the universities and colleges of the United States : Survey for 1934* (Honolulu: Institute of Pacific Relations, 1935).『著作集』第五巻所収、52頁。

<sup>75</sup> Kloppenberg, *op. cit.*, pp. 298 and 348.

<sup>76</sup> Stears, *op. cit.*, p. 213. 政治と教育の問題については特に *ibid.*, Chap. 6 を参照。

<sup>77</sup> *Ibid.*, p. 224.

<sup>78</sup> Takagi, "EDITOR'S PREFACE," in Masamichi Royama (ed.) *Foreign Policy of Japan: 1914-1939* (Tokyo: Japan Council, Institute of Pacific Relations, 1941), pp. ix-x.

<sup>79</sup> Tadao Yamakawa, "FOREWARD," in Royama, *op. cit.*, pp. vii-viii. なお、実際の執筆は高木が行っていた(前

掲「座談会 高木八尺先生の足跡」17頁)。

<sup>80</sup> 1939年2月4日、高木発 Elizabeth B. Schumpeter 宛の手紙の草稿。東京大学総合文化研究科附属アメリカ太平洋地域センター所蔵『高木八尺文庫』キャビネット内史料(リール17、No.241)。

<sup>81</sup> 佐々木豊「太平洋問題調査会とアメリカ知識人——「調査シリーズ」の「非党派的客観性」を巡る論争(1937-1939)を中心に——」(『アメリカ研究』第25号、1995年)。

<sup>82</sup> 松本重治「解説」(『著作集』第四巻)536頁。

<sup>83</sup> 高木「トックヴィルの民主政論の現代的意義」(初出は、『学習院大学政経学部研究年報』4、1957年。『著作集』第四巻所収)72-73頁。

<sup>84</sup> 高木「デモクラシーの理念」(初出は、『学習院大学政経学部研究年報』2、1954年。『著作集』第四巻所収)5-6頁。

<sup>85</sup> 高木は英米のデモクラシーの発展過程において、「革命なき改革の道」を切り拓いたとしてアメリカの革新主義と並んでイギリスの労働運動をも評価する。特に、イギリス労働党が階級闘争の形に及ぶ利害の不一致に際しても、伝統的な被治者の「合意」による統合の確保に努めたとしてこれを高く評価する(同上22-26頁)。

<sup>86</sup> 同上21-28頁。

<sup>87</sup> 高木前掲「民主主義の原理について」35頁。

<sup>88</sup> 同上36頁。

<sup>89</sup> 同上。

<sup>90</sup> 高木「憲法改正草案に対する修正私案」(初出は、『中央公論』1946年7月号。『著作集』第四巻所収)414頁。

<sup>91</sup> 高木前掲「トックヴィルの民主政論の現代的意義」88頁。

<sup>92</sup> 『アメリカのデモクラシー』を指す。

<sup>93</sup> 高木「トックヴィルの民主政論」(1950年5月31日の国家学会紹介講演会においてなされた講演の原稿が元になり、『国家学会雑誌』第70巻第10号、1956年所載。『著作集』第四巻所収)50頁。

<sup>94</sup> 同上53-54頁。

<sup>95</sup> 同上63-64頁。

<sup>96</sup> 同上68頁。

<sup>97</sup> 高木前掲「トックヴィルの民主政論の現代的意義」74-75頁。日本におけるデモクラシーの成長がまだ途上であることについては、高木前掲「トックヴィルの民主政論」67-68頁。

<sup>98</sup> 高木前掲「トックヴィルの民主政論」63頁。

<sup>99</sup> 高木前掲「トックヴィルの民主政論の現代的意義」74-75頁。

<sup>100</sup> 高木前掲「トックヴィルの民主政論」67頁。

<sup>101</sup> 高木「「ジェファソンのバイブル」の性格と精神」(初出は、『聖書第一年』第100・101号、1958年。『著作集』第四巻所収)。

<sup>102</sup> 高木「リンコーンの民主主義と平和主義」(東大における1947年度新渡戸博士記念講演。『著作集』第四巻所収)。

<sup>103</sup> 高木前掲「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」335頁。

<sup>104</sup> 高木『近代アメリカ政治史』(岩波書店、1957年。『著作集』第二巻所収)234頁。

<sup>105</sup> 同上247頁。

<sup>106</sup> 蠟山政道「戦後日本の実相と政党政治」(初出は、『中央公論』1948年2月号。蠟山政道『蠟山政道評論著作集』第三巻 議会主義と政党政治 中央公論社、1960年所収)91-98頁。

<sup>107</sup> 高木「一九一七年及び一九一八年の防諜法」(初出は、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第五巻、岩波書店、1957年。『著作集』第三巻所収)。

<sup>108</sup> 高木「連邦騷擾法と呼ばれる一九〇四年の「外国人登録法」(「スミス法」)」(初出は、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』別巻、岩波書店、1958年。『著作集』第三巻所収)。

<sup>109</sup> 高木「ホームズ判事の「エープラムス対合衆国」事件の少数意見(一九一九年)」(初出は、アメリカ学会訳編前掲『原典アメリカ史』第五巻。『著作集』第三巻所収)。言論の自由とホームズ判事については戦前の、高木「米国最高裁判所の判決に現われた新傾向と輿論の趨勢」(初出は、『国家学会雑誌』第46巻第6号、1932年。『著作集』第二巻所収)でも触れられている。

<sup>110</sup> 高木「一九五〇年のマッカラン法——「国内治安法」-名「破壊活動取締法」——」(初出は、アメリカ学会訳編前掲『原典アメリカ史』第五巻。『著作集』第三巻所収)。

<sup>111</sup> 高木「思想と討議の自由」(『毎日新聞』1962年4月14日付夕刊)。



- <sup>112</sup> 同上。
- <sup>113</sup> 権左武志「丸山眞男の政治思想とカール・シュミット——丸山の西欧理解を中心として——」(下)、『思想』第904号、1999年)141-142頁。同論文では、丸山のトクヴィルへの着目は戦前からのシュミットへの着目の文脈の中に位置づけられ、高木のそれとは位相をやや異にするが、より直接的には民主的独裁への警鐘という意味でトクヴィルを読んだ点では高木と丸山は共通している。
- <sup>114</sup> 高木前掲「トクヴィルの民主政論の現代的意義」96頁。
- <sup>115</sup> 高木前掲「米国史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性」337、339-340頁。リップマンについては、Lippmann, *op. cit.*, pp. 97-98. ここでリップマンは個人の創意や判断についても悲観的な見方を示している。すなわち、啓蒙された利己心よりも流行や気分や模倣、群集心理の伝染性が経済を支配する傾向を指摘しており、高木の大衆観とも類似している (*Ibid.*, pp. 48-49)。
- <sup>116</sup> 岡村前掲「高木八尺におけるアメリカと日本」130頁。高木のフランス革命への否定的な言及については、高木「米国独立宣言の回顧」(初出は、『独立』第1巻第2号、1948年。『著作集』第一巻所収)447-448頁。
- <sup>117</sup> 安保問題そのものについて高木は公的にはほとんど発言していない。ただし、当初は平和問題談話会に参加していた高木であるが、同談話会による「<共同討議>政府の安保改定構想を批判する」(『世界』1959年10月号)や「安保改定問題についての声明」(『世界』1960年2月号)に署名をしていない。
- <sup>118</sup> 高木「理性の回復の要請」(初出は、『朝日新聞』1960年6月12日。高木前掲『民主主義の精神』所収)189-190頁。
- <sup>119</sup> 細谷ほか編前掲『日米関係史3 開戦に至る十年：議会・政党と民間団体』446頁。
- <sup>120</sup> 同上448頁。
- <sup>121</sup> 高木前掲「思想と討議の自由」。
- <sup>122</sup> 前田亮介「解説 戦後政治学の誕生」(岡義武『明治政治史(上)』岩波書店、2019年)、松浦正孝「解説『近代日本の政治家』執筆の発端から完成まで」(岡義武『近代日本の政治家』岩波書店、2019年)、松浦正孝「岡義武と明仁皇太子」(『思想』第1153号、2020年)。
- <sup>123</sup> 蠟山政道「中道政治の探求とその方途」(初出は、『中央公論』1948年11月号。蠟山前掲『蠟山政道評論著作集第三巻 議会主義と政党政治』所収)127頁。また、蠟山は教育と同様に「宗教」と「倫理」の必要性も強調する。「宗教」については高木が強調するところと同じである(蠟山政道「新しい政治構造と政党の在り方」[初出は、『自由公論』1949年1月号。蠟山前掲『蠟山政道評論著作集第三巻 議会主義と政党政治』所収]105頁)。
- <sup>124</sup> 高木「大学図書館の新しい任務——ハーバード大学のラモント図書館とプリンストン大学の新図書館——」(初出は、『図書館雑誌』44の8号、1950年。高木前掲『民主主義の精神』所収)260頁。なお、高木は1946年10月5日から1950年3月30日まで東京大学附属図書館長を務めていた。
- <sup>125</sup> 高木「英米の教育の強み」(初出は、『教育改造』第4号、成城学園初等学校出版部、1946年。高木前掲『民主主義の精神』所収)245-247頁。
- <sup>126</sup> 高木にとって個人人格の観念は戦後日本のデモクラシーにおいてキリスト教に基礎づけられるが、彼はそこからさらに進んで日本におけるキリスト教の受容を主張している(例えば、高木「敗戦と民主主義」[Takagi, "Defeat and Democracy in Japan," *Foreign Affairs*, Vol. 26, No. 4, July 1948の邦訳。邦訳は、『独立』1949年8月号所載。『著作集』第四巻所収)、高木「東と西の接近」[初出は、『世界』1950年1月号。『著作集』第三巻所収])。
- <sup>127</sup> 福田敏一「真のモナーキストの面目」(『著作集』第四巻月報4)6頁。
- <sup>128</sup> 高木前掲「民主主義の原理について」40頁。
- <sup>129</sup> 高木前掲「憲法改正草案に対する修正私案」411頁。なお、「憲法改正草案に対する修正私案」と同趣旨の論説として、高木「憲法改正草案」に対する私見」(初出は、『国家学会雑誌』第60巻第5号、1946年。高木前掲『民主主義の精神』所収)が存在するが、両論文はほぼ同一内容であるためより詳しく書かれている「憲法改正草案に対する修正私案」に主に依拠する。
- <sup>130</sup> 高木前掲「英米の教育の強み」246頁。
- <sup>131</sup> 高木前掲「憲法改正草案に対する修正私案」413頁。
- <sup>132</sup> 高木「附属書第二号 憲法改正草案中主権在民の表明に関する修正意見」(「東京帝国大学憲法研究委員会報告書」1946年春。国立国会図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説 2-20 東大憲法研究委員会報告書」[[http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/02/002\\_1shoshi.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/02/002_1shoshi.html)。最終閲覧日2021年7月14日])。
- <sup>133</sup> 高木前掲「憲法改正草案に対する修正私案」414頁。
- <sup>134</sup> 同上。
- <sup>135</sup> 高木前掲「憲法改正草案」に対する私見」71-72頁。

- <sup>136</sup> 高木前掲「憲法改正草案に対する修正私案」414頁。
- <sup>137</sup> 同上 421頁。
- <sup>138</sup> 同上 419頁。
- <sup>139</sup> 同上。高木の修正私案では「第一条 日本国は、天皇を元首とし、又民意に基き国民統合の象徴とする民主的平和国家である」とある（同上 421頁）。
- <sup>140</sup> 同上 419頁。同様に高木の修正私案では「第二条 日本国は、国際間の紛争の解決のために国の主権の発動たる戦争に依るを抛棄すべしとの普遍的原則を受諾し、国策の具としての戦争と武力の威嚇又はその行使を、永久に抛棄する。又現代国家の制度として認められる軍備、即ち陸海空軍の保持は、之を撤廃する」とある（同上 421頁）。
- <sup>141</sup> 同上 420頁。高木の修正私案では「第三条 日本国の統治は、個人の権利および自由の保障のためのみならず、基本的人権の伸暢、社会的正義および幸福の実現、および文化の向上の目的のために行われる」とある（同上 421頁）。
- <sup>142</sup> 草案の文言については、国立国会図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説 3-25 口語化憲法草案の発表」（<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/109/109tx.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>143</sup> 高木前掲「憲法改正草案に対する修正私案」422-424頁。
- <sup>144</sup> 「第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録（速記）第12回」（1946年7月13日審議）（衆議院憲法審査会ホームページ [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/s210713-i12.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210713-i12.htm)。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>145</sup> Takagi, “Memorandum on Prince Konoye’s Contribution in 1945 to Constitutional Revision in Japan,” pp.174-175（1952年5月30日、国際基督教大学での学生向け講演。『著作集』第五巻所収）。
- <sup>146</sup> *Ibid.*, pp.176-177 and 183.
- <sup>147</sup> 以上の審議内容は、「第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第二十二号」（1946年9月26日審議）（参議院憲法審査会ホームページ <https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/contents/s210926i22.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>148</sup> 「第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨第三回」（1946年10月1日審議）（参議院憲法審査会ホームページ <https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/contents/s211001y03.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>149</sup> 同上。
- <sup>150</sup> 以上の審議内容は「第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨第四回」（1946年10月2日審議）（参議院憲法審査会ホームページ <https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/contents/s211002y04.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>151</sup> 「第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会議事速記録第一号」（1946年10月2日審議）（参議院憲法審査会ホームページ <https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/contents/s211002s01.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>152</sup> 以上は「第90回帝国議会貴族院議事速記録第四十号」（1946年10月6日審議）での高柳賢三の発言（参議院憲法審査会ホームページ <https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/kizokuin/contents/s211006h40.html>。最終閲覧日 2021年7月14日）。
- <sup>153</sup> 前掲『高木八尺先生に聞く』（Ⅱ）65-66頁。
- <sup>154</sup> 前掲『高木八尺先生に聞く』（Ⅱ）62頁。
- <sup>155</sup> 前掲「座談会 高木八尺先生の足跡」20頁。
- <sup>156</sup> 前掲『高木八尺先生に聞く』（Ⅱ）64頁。
- <sup>157</sup> 高木前掲「敗戦と民主主義」426-428頁。
- <sup>158</sup> 高木の日本の自主性についての主張は、外交政策についても見られる。特に、ベトナム戦争を通じて外交の自主性を確立しようとしていた（高木「日本の行くべき道についての一つの考え」〔初出は、『世界』1965年4月降臨増刊号。『著作集』第三巻所収〕380-381頁）。すなわち、本橋正も指摘するように、高木はベトナムや中国のナショナリズムに注目しながら、自由主義陣営の一員としてだけでなくアジアの一員としての立場を強く打ち出すことで日本外交の自主性を模索していた（本橋正「解説」〔『著作集』第三巻〕488頁）。
- <sup>159</sup> 高木が何度も参照したリップマンの *The Method of Freedom* においても、個人主義と集合主義は相互補完的であり、これらを包摂するのが「自由の方策」（method of freedom）だとされている（Lippmann, *op. cit.*, p. 60）。
- <sup>160</sup> Akami, *op. cit.*, pp. 11 and 212.
- <sup>161</sup> 高木前掲「米国独立宣言の回顧」447-448頁。